

SPECIAL OLYMPICS OFFICIAL GENERAL RULES

スペシャルオリンピックス
公式ゼネラルルール

2012 年版

※改正 2015 年

監修発行 2013 年 10 月
公益財団法人スペシャルオリンピックス日本
※2016 年 10 月改正箇所監修

スペシャルオリンピックス公式ゼネラルルール
日本語版を刊行するにあたって

2013年10月

スペシャルオリンピックス公式ゼネラルルールとは、スペシャルオリンピックス国際本部が認定プログラムを対象に発行しているスペシャルオリンピックスの活動および運営指針となる総則です。

このゼネラルルールには SOI と認定プログラムの関係性や、それぞれの役割と責任が記載されています。文中の「認定プログラム(Accredited Program)」とは、SOI から認定を受けたプログラム、すなわちスペシャルオリンピックス日本を意味し、また、「サブプログラム(Sub-Program)」は、各国における地区組織を示しています。その点に留意し、お取扱いいただくようお願いいたします。なお、地区組織が設立する時にお渡ししている「SON 地区運営基準」や、設立時に交わす「協定書」は、ゼネラルルールにおけるサブプログラムの運営基準を基に作成したものです。

なお、法律や社会制度等の国情の違いから、ゼネラルルール通りに運営することが難しい場合、認定プログラムは SOI の承認を得た上で、ゼネラルルールとは異なる運営を行うことが認められています。ゼネラルルールの記載と SON の運営に矛盾がある場合については、SON の方針に準じて運営を行っていただくようお願いいたします。

なお、ゼネラルルールの解釈等で不明点がありましたら SON 事務局までご連絡ください。

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本事務局

目次

目次	3
はじめに	7
スペシャルオリンピックス ゼネラルルール 序文	8
第1条 スペシャルオリンピックスの使命、目的、活動の原則	11
セクション1.01 使命	11
セクション1.02 目的	11
セクション1.03 設立理念	11
セクション1.04 スペシャルオリンピックスの構成	12
第2条 スペシャルオリンピックスアスリート	13
セクション2.01 スペシャルオリンピックスの参加資格	13
セクション2.02 アスリートの登録	13
セクション2.03 アスリートの氏名と肖像の使用	15
セクション2.04 アスリートの権利放棄	15
セクション2.05 血液感染症キャリアの参加	15
セクション2.06 参加アスリート数の確認と報告	16
第3条 スポーツトレーニングと競技会	17
セクション3.01 トレーニングと競技会の目的	17
セクション3.02 料金請求の禁止	17
セクション3.03 トレーニングと競技会の一般規定	17
セクション3.04 スペシャルオリンピックス競技に関する規定	18
セクション3.05 トレーニングに関する規定	20
セクション3.06 競技会に関する規定	20
セクション3.07 表彰	20
セクション3.08 世界大会の運営	21
セクション3.09 SOI 認定大会の運営	21
セクション3.10 招待大会とトーナメント	22
セクション3.11 ユニファイドスポーツ®	23
セクション3.12 モーターアクティビティーズトレーニングプログラム(MATP)	23
セクション3.13 ボランティア	23
第4条 SOI のスペシャルオリンピックスに対する管理体制	24
セクション4.01 SOI の管理運営権と任務	24
セクション4.02 スペシャルオリンピックスの情報連絡網	24
セクション4.03 SOI の決裁権	24
セクション4.04 ゼネラルルールの改定	25
セクション4.05 統一基準の改定	26
セクション4.06 国際アドバイザリー委員会(IAC)	26
セクション4.07 リージョナルリーダーシップカOUNシル(RLC)	27
セクション4.08 サブリージョナルリーダーシップカOUNシル	27
セクション4.09 スポーツルール諮問委員会	27
セクション4.10 ゼネラルルール諮問委員会	28

セクション4. 11 医療諮問委員会 (MAC)	28
セクション4. 12 トーチラン委員会 (Torch Run Executive Council)	29
セクション4. 13 その他の諮問委員会	29
セクション4. 14 リージョナル大会と世界大会	29
セクション4. 15 トーナメントとデモンストレーション	29
セクション4. 16 認定プログラムの活動の承認	29
セクション4. 17 放送、放映について	30
セクション4. 18 SO マークの登録と保護	31
セクション4. 19 公用語	31
第5条 認定プログラムの統括と運営	32
セクション5. 01 組織上の要件	32
セクション5. 02 管理機関	32
セクション5. 03 認定プログラムが使用する名称	34
セクション5. 04 認定プログラムの権限の制約	34
セクション5. 05 トレーニングと競技会の一般条件	34
セクション5. 06 プログラムの範囲: 発展義務	34
セクション5. 07 スペシャルオリンピックスの名称とその他の SO マークの使用	34
セクション5. 08 大会における宣伝文の表示と国旗掲揚の禁止	36
セクション5. 09 アルコールとタバコについての方針	37
セクション5. 10 規則遵守	37
セクション5. 11 ボランティア活動指針の遵守	38
セクション5. 12 第三者との契約	38
セクション5. 13 利害対立の回避	38
セクション5. 14 財務と保険	38
セクション5. 15 行動規範	38
第6条 スペシャルオリンピックスプログラムの認定	39
セクション6. 01 認定の目的	39
セクション6. 02 権限	39
セクション6. 03 認定授与の権限	39
セクション6. 04 認定証書	39
セクション6. 05 認定基準	39
セクション6. 06 認定基準の変更	39
セクション6. 07 認定の時期と期間	39
セクション6. 08 新規認定と更新の申請	40
セクション6. 09 認定許可証申請	40
セクション6. 10 SOI による認定申請の審査	41
セクション6. 11 認定地域	41
セクション6. 12 認定プログラムの義務	41
セクション6. 13 認定プログラムの権利	41
セクション6. 14 認定プログラムの義務不履行に対する SOI の処分	42
セクション6. 15 処分の理由	42

セクション6.16	処分の手続き	42
セクション6.17	異議申立ての手続き	43
セクション6.18	認定の緊急停止	44
セクション6.19	認定停止／の処置	44
セクション6.20	SOI ができる制裁措置	45
セクション6.21	地区組織の認定	46
セクション6.22	ゼネラルルールの適用免除	46
第7条	資金活動とその展開	47
セクション7.01	スペシャルオリンピックス内での資金活動	47
セクション7.02	SOI の総合的権限	47
セクション7.03	認定プログラムの権限	48
セクション7.04	認定プログラム資金調達の実任	49
セクション7.05	SOI の公式(独占的)非公式(非独占的)スポンサーの指名	50
セクション7.06	スポンサー承認の要件	51
セクション7.07	SOI の契約方針	52
セクション7.08	GOC の資金調達の義務	53
セクション7.09	認定プログラムの義務の報告	53
セクション7.10	SOI が配布する資金活動の広報	53
セクション7.11	SO マークと SOI 所有の他の知的財産保護協力	54
セクション7.12	第三者所有マークの使用の回避	54
第8条	財務管理の整備、財務の実任、保険	55
セクション8.01	財務管理基盤	55
セクション8.02	会計年度	56
セクション8.03	ストラテジック年間計画と予算	56
セクション8.04	財務報告書	56
セクション8.05	決算報告	56
セクション8.06	SOI への報告	56
セクション8.07	地区組織の財務管理	57
セクション8.08	認定料金	57
セクション8.09	保険の要件	57
第9条	ゼネラルルールの解釈	58
セクション9.01	代替え用語	58
セクション9.02	見出し語について	58
セクション9.03	第三者団体の権利	58
セクション9.04	任意放棄の禁止	58
セクション9.05	翻 訳	58
セクション9.06	規則の適用と優先	58
第10条	用語の定義	59
セクション10.01	用語の定義	59

米米国限定ルール	
はじめに	62
第3条 スポーツトレーニングと競技会	62
セクション 3.07 表 彰	62
セクション3.09 SOI 認定大会の運営	62
セクション3.13 ボランティア	62
第4条 SOI のスペシャルオリンピックスに対する管理体制	64
セクション4.18 SO マークの登録と保護	64
第5条 認定プログラムの統括と運営	65
セクション5.01 組織上の要件	65
セクション5.11 ボランティア活動指針の遵守	65
第7条 資金活動とその展開	66
セクション7.02 SOI の総合的権限	66
セクション7.03 認定プログラムの権限	66
セクション7.04 認定プログラム資金調達の責任	66
第8条 財務管理の整備、財務の責任、保険	67
セクション8.09 保険の要件	67
第10条 用語の定義とスペシャルオリンピックスの構成	68

はじめに

本スペシャルオリンピックスゼネラルルールは、すべての公式スペシャルオリンピックスプログラム及び大会組織委員会のガイダンスを最新かつ強固にするために改定された。本改訂版は 2012 年 2 月 14 日にスペシャルオリンピックス理事会に承認された。改訂の全ての内容は、Written Summary and Explanation of Amendment(改訂の概要と説明)文書に含まれており、www.specialolympics.org のウェブサイト上で閲覧できる。修正された文章及び条項の構成変更は本改訂版に含まれている。

本ゼネラルルールは、スペシャルオリンピックスの公式刊行物である。

スペシャルオリンピックス ゼネラルルール 序文

スペシャルオリンピックスは、知的障害のあるアスリート達に秘めた力をフルに発揮させ、世界中で社会をより受容的なものに変えていく、スポーツの変革する力と喜びを解放します。

私たちは、使命を果たすにあたり、次の価値に照らして振る舞い、行動します。

喜びとともにあるスポーツマンシップ

私たちは、スポーツに人に改革の力があると信じます。私たちは、全てのレベルでスポーツの純粋な力を尊重します。なぜなら、一人一人が競技で驚くような勝利をあげることによって、古い固定観念が打ち砕かれるのを目の当たりにしているからです。

アスリートのリーダーシップ

私たちは、アスリートがスペシャルオリンピックスと社会で貢献し、尊重されるメンバーとなるよう彼らをエンパワーします。アスリートのリーダー達を競技会場の内外で支援します。

結束

私たちは、インクルージョン・敬意・尊厳に対する約束の下に結束しています。私たちは、受け入れる社会、すなわち愛情のある家庭、意欲にあふれた従業員、コーチ、ボランティア、ファンを作りあげています。私たちは、あらゆる国、あらゆるコミュニティで、ひとつのムーブメントとなっています。

勇気

私たちは、アスリート宣誓の言葉とともに生きています。「私に勝利を与えたまえ。もしかなわぬなら挑戦することを称えさせたまえ」

忍耐

私たちには能力があり、忍耐強く、しなやかです。自分自身にも、お互いに対しても、決してあきらめません。

スペシャルオリンピックス(SOI)は、様々な団体や組織と以下の関係を有する。

国際オリンピック委員会との関係

1988年2月15日調印の議定書で、国際オリンピック委員会(IOC)は、知的障害のあるアスリートの権利のための代理人としてSOIを正式に認め、SOIと協力することに合意した。IOCがSOIを承認することで、SOIとそのすべての認定プログラムは、厳粛な義務と責任をも負うこととなった。従って、SOIと認定プログラムが国際オリンピック運動の最高水準の理想に従い、トレーニングと競技会を運営、「スペシャルオリンピックス」という名称の使用を監視し、「オリンピックス」という言葉が許可を受けずに使用されることや不正利用をされないよう管理しなければならない。IOCとの議定書は、SOI、プログラム及びGOCに対し、オリンピックの五輪のロゴ、オリンピック讃歌及びオリンピック・モットーの使用を禁じている。認定プログラムの認定許可証申請と第5条で定める通り、それぞれの認定プログラムは、SOIの認定を受ける際、これらの義務を果たすことに合意している。

米国オリンピック委員会(USOC)との関係

アマチュアスポーツ法 36 U.S.C. § 380 を通じて、米国内で「オリンピックス」という言葉の使用を統制する独占的な権限を米国オリンピック委員会(USOC)に与えている。アマチュアスポーツ法では、USOCはアマチュアで障害のある人のためのトレーニングや競技会を運営するその他の団体を会員に加えることができると定めている。この規定により、USOCはSOIを「委員会E」に加えた。「委員会E」の権限によりUSOCは、SOIに、知的障害のある人たちのために米国内のローカル、エリア、州、ナショナルそれぞれのトレーニングや競技会を組織、運営するとき、SOIは「スペシャルオリンピックス」の他に「オリンピックス」という言葉を使うことを承認した。SOIや各米国プログラムは、自身で業務を行うときも、第三者団体に委託するときも、USOCに対し「スペシャルオリンピックス」という言葉が不許可、不適切な状態で使用されないように監視し、オリンピック運動の高い理想に従いスペシャルオリンピックスプログラムを管理する義務がある。認定許可証申請と第5条で定めるように、各米国プログラムはSOIから認定を受けこの義務を果たすことを同意している。

国内オリンピック委員会(NOC)との関係

米国では、SOIは知的障害のあるアスリートのための国内団体、障害者スポーツ組織としてUSOCから任命されている。SOIはUSOCの規約と手順に従い義務を果たしている。SOIはまた、米国外の国々の国内オリンピック委員会(NOC)と積極的にかかわっている。

国際スポーツ連盟と国内スポーツ連盟との関係

国際スポーツ連盟の競技規則

国際スポーツ連盟は各競技の世界的運営機関として国際オリンピック委員会が公認した団体である。これらの国際スポーツ連盟は各国の特定競技を管理運営する国内スポーツ連盟で構成している。SOIは各認可プログラムとGOCに、国内スポーツ連盟及び国際スポーツ連盟が随時発行する特定競技の競技規則に従うよう求める。ただし、SOIスポーツルール(優先権がある)に矛盾する場合を除く。

国内スポーツ連盟の競技規則

SOIスポーツルールと矛盾する場合(SOIスポーツルールが優先)を除いて、認定プログラムや地区組織が開催する競技会は、すべて、各国の国内スポーツ連盟が定める競技規則に従う。ただし、国レベルで国際スポーツ連盟が世界的に競技規則を改定することがある。

国際・国内スポーツ連盟との協力と両機関からの援助

SOIは国際スポーツ連盟や国内スポーツ連盟と定期的に連絡を取り、これらの団体に情報提供を要請し、SOIスポーツルールに従いSOIの競技方針を制定、開発、強化、実施し、認定プログラムがそのトレーニングや競技会を開催する際の支援をする。

「ケネディ財団」との関係

ジョセフ P. ケネディ Jr. 財団(以下「ケネディ財団」)は個人で設立した財団で、知的障害のある人々を支援し、自らの潜在能力を最大限に発揮させることを目的とするSOIと同じ目的を共有している。ケネディ財団はスペシャルオリンピックスの設立に必要な基金を提供した。

国際連合との関係

SOIは国際連合の非政府団体(NGO)として登録されている。NGOとしてSOIは知的障害のある人々のためのトレーニングと競技会を発展させるために世界中の国々と協力して支援する責任がある。

その他の団体との関係 SOIはスペシャルオリンピックスの運動を運営し広げるためその他の団体と定期的に交渉する場を持つ。(例えば、SOIはトーチャンを計画し実施する際、法執行(ローエンフォースメント)をする各種組織などと連絡を取る)SOIが認めた特定団体とのかわり方により、認定プログラムは特定のプログラムやイベントを企

画実行する際、スペシャルオリンピックスのために、その提携団体と協力するよう要請することがある。その際、SOI は SOI が第三者団体と協力提携することの目的と本質を含め、書面でその要請や資格条件についての方針を該当する認定プログラムに通知する。

第1条

スペシャルオリンピックスの使命、目的、活動の原則

セクション1.01

使命

スペシャルオリンピックスの使命は、知的障害のある人たちに年間を通じ、さまざまなオリンピック形式のスポーツトレーニング(以下トレーニング)や競技会に年間を通じて参加できるようにすることにより、彼らが健康を増進し、勇気を示し、喜びを感じ、家族や他のアスリート、そして地域の人々と能力、技術、友情を分かち合う機会を継続的に提供することである。

セクション1.02

目的

スペシャルオリンピックスの究極の目的は、トレーニングや競技会を通じて、知的障害のある人たちがその技術や能力を高めその成果を実際に示すことができる公平な機会を提供し、彼らの可能性やニーズをより広く知らしめることにより、生産的で尊敬される社会の一員として、社会参加できるようにすることにある。

セクション1.03

設立理念

スペシャルオリンピックス設立の理念(「設立理念」)は、世界的規模のスペシャルオリンピックス運動促進および拡充の継続的指針となるべきものであり、以下を内容とする。

1.03(A)

知的障害のある人たちは、適切な指導や奨励を受けることにより、知的発達及び身体に制限のある人たちのニーズを満たすべく採択された個人競技および団体競技に参加することを楽しみ、そこから学び、またその恩恵を受けることができる。

1.03(B)

スポーツ技能の向上には、資格をもつコーチによる体調を考えた指導のもとに、継続してトレーニングを行うことが肝要である。同等の能力を有する者同士で競い合うことが、運動技能を評価し、進歩の度合を測り、各人の進歩を奨励する上で、もっとも適切な方法である。

1.03(C)

トレーニングや競技会には以下のような効果がある。知的障害のある人が、身体的、精神的、社会的、精神的に利益を享受できること。ファミリーの絆が強まること。地域の人々もこの活動に参加および観戦することで、平等、尊敬および受容的環境において地域社会全体が知的障害のある人たちと連帯すること。

1.03(D)

ゼネラルルール記載の資格要件(第2条セクション2.01参照)を満たす知的障害のある人は誰でも、スペシャルオリンピックスが提供するスポーツトレーニングや競技会に参加する機会を与えられるべきである。

1.03(E)

スペシャルオリンピックスは人種、性別、宗教、国籍、地理的環境および政治的信条などの一切の障壁を超越し、世界的な基準に従い、知的障害のある全ての有資格者に対しトレーニングと競技会に参加する機会を提供しなければならない。

1.03(F)

スペシャルオリンピックスはその目的のため、スポーツマン精神およびスポーツ参加を楽しむ心を称え、その促進に努力する。この目的のため、スペシャルオリンピックスは、アスリートの能力のいかんを問わず、アスリートがその能力を十分に発揮できるように提供されたトレーニングや競技会に参加する機会を、すべてのアスリートに与えることを目指す。したがってスペシャルオリンピックスは、大会とトーナメントが、あらゆるレベルのアスリートに適した競技および種目を提供すること、また団体競技の場合は、すべてのアスリートに対しどの大会にも参加できる機会を与えるようにする必要がある。

1.03(G)

スペシャルオリンピックスは資格を有するアスリートがなるべく数多く対象となるよう、地域、地方、コミュニティ(学校を含む)レベルでのトレーニングや競技会の開催を奨励する。

セクション1.04 スペシャルオリンピックスの構成

スペシャルオリンピックス運動は、以下の組織及び個人で構成される。

1.04(A)

SOI

SOI はスペシャルオリンピックス運動を構成している国際的な運営母体で、創設者はユニス ケネディ シュライバーである。SOI をスペシャルオリンピックス運動の国際的な運営母体とする。スペシャルオリンピックスの正式方針と資格条件などを策定、実施し、また、世界中のスペシャルオリンピックス認定プログラムの運営と展開を管理し、トレーニングや技術的援助、その他スペシャルオリンピックス認定プログラム及び大会組織委員会を支援することを任務とする。SOI は米国コロンビア特別区の法律にもとづいて組織された非営利団体(NPO)である。

1.04(B)

認定プログラム

SOI は世界中の認定プログラムが、それぞれの地域内でトレーニングや競技会を運営することを承認する。ゼネラルルールで定める範囲で、認定プログラムはそれぞれの地域内で、直接、地方の地区組織(例えば、市、州、省、県などの行政区レベルのプログラム)を運営できるが、他の資格のある運営団体を認定して運営させることもできる。

1.04(C)

大会組織委員会(GOC)

GOC は世界大会やリージョナル大会を組織、運営、財務管理するために、SOI が随時認定する NPO 団体である。それぞれの GOC の権限と責務は、SOI が決定し、SOI と認定されたそれぞれの GOC との間の契約書に記載する。この契約書には、ゼネラルルールと統一基準などで定める条件に加え、GOC が実施する世界大会やリージョナル大会の条件を明記する。

1.04(D)

SOI が設定、承認するその他の団体

SOI は随時、認定プログラムを認定、承認し、諮問機関や委員会を認可、承認する権限を与える。これらの諮問機関や委員会は、SOI が方針を定め、実施、運営、展開し、SOI と世界中の認定プログラム間の情報を交換する際、SOI 支援のために設置されるものである。そして、認定プログラムの代表者や参加者、その他この活動にかかわる人達で構成し、リーダーシップカウンスルやその他ゼネラルルールで定めるアドバイザー委員会(以下「アドバイザー委員会」)を含むことができる。アドバイザー委員会はスペシャルオリンピックス運動の範囲内で、重要な顧問的役割を果たす。その役割はゼネラルルールで定め、SOI がアドバイザー委員会を新設したとき、SOI はその方針と機能を明示して、アドバイザー委員会を設置し、その責任を策定する。

第2条 スペシャルオリンピックスアスリート

セクション2.01 スペシャルオリンピックスの参加資格

2.01(A)

参加資格の一般事項

スペシャルオリンピックスには、8歳以上で知的障害がある人が参加できる。

2.01(B)

参加者の年齢

スペシャルオリンピックスの参加者の年齢には上限がなく、参加できる最低年齢は8歳からとする。ヤングアスリートプログラムは、2～7歳の子供に対し、年齢が達してからスペシャルオリンピックスのトレーニングと競技会に参加するための準備を目的として、スポーツの世界を紹介する。加えて、認定プログラムでは6歳以上の子供が年齢に適したトレーニングやイベント、文化活動や社会活動への参加を認めることができる。

6歳以上の子供は、競技会に参加しないことを条件に、SOI の承認を得た上でトレーニングや、競争性のない活動に参加できる。しかし、8歳未満では、競技会に参加したり、競技に出てリボンやメダルをもらうことはできない。

2.01(C)

障害の程度

トレーニングと競技会の参加は、その人が他の精神や身体の障害があるかどうかに関係なく、ゼネラルルールで定める参加登録を完了すれば、本セクション2.01の年齢条件に合う知的障害のある人が参加できる。

2.01(D)

知的障害の証明

次の条件を満たしていれば、その人はスペシャルオリンピックス参加資格である知的障害があるものとみなす。

- (1) 専門機関や専門家により知的発達に障害があると診断されている人
- (2) IQテストや、所管の専門機関で一般的に用いられている認知の遅れを測る信頼のおける標準的な指標に基づいて、知的障害があると認められる人
- (3) 知的障害に類する障害を持っている人

知的障害に類する発達の障害とは、一般学習 (IQ 等)や適応性(レクリエーション、仕事、自立した生活、自発性などで)に機能的な制限がある場合を指す。しかし、その機能的制限が身体障害、行動障害、情緒障害、特定の学習障害や知覚障害にもとづいている場合は、アスリートとしての資格はないが、ボランティアとして参加の資格はある。

2.01(E)

アスリートの参加資格の柔軟性

もし、認定プログラムに例外的な事情があるとき、SOI に上記(d)の資格とは別の特別許可を書面で申請することができる。SOI はこれを例外として認めるかどうか迅速に検討、決定する。

セクション2.02

アスリートの登録

2.02(A)

登録手続き

セクション2.01のトレーニングと競技会に参加する事前に参加者は認定プログラムに登録しなければならない。認定プログラムが使用するアスリート登録の具体的な手続き、登録書式、関連資料などは、SOI が承認できる。アスリート登録に必要な書類は次の通りとする。

- (1) アスリートデータ票
- (2) アスリートメディカルフォーム
- (3) アスリート権利放棄書

追加書類として次のものを含む

- (1) 宗教的理由による拒否
- (2) 環軸椎不安定症アスリートの権利放棄書

2.02(B)

アスリートデータ票

アスリート登録を希望する資格者は、認定プログラムに参加許可の可否を決める基となる所定の「スペシャルオ

リンピックス参加申込書」にアスリートの個人情報を記入し提出する。認定プログラムはそれぞれの所管内で独自の登録用紙を作成しても良いが、所定の書式(アスリートデータ票)を網羅しなければならない。なお、ゼネラルルールや統一基準などに反する事項を入れてはならない。

2. 02(C)

アスリートメディカルフォーム

SO への参加に適切なアスリートの医療情報、下記(f)(1)の医師の所見と健康診断書を提出する。

2. 02(D)

アスリート権利放棄書

アスリート登録の添付書類として、アスリートの「統一権利放棄書」に署名の上提出する。所定の権利放棄書はスペシャルオリンピックス(以下認定プログラム、SOI、GOC を言う)に限定してアスリートの名前と肖像の使用許可(セクション2.03 に従う)、ダウン症のアスリートがトレーニングや大会参加時の潜在的な危険を承知し、また、緊急対応の必要とときスペシャルオリンピックスにその権限を与えると仰うものである。権利放棄書の内容と形式は、SOI が承認した所定の書式かその改訂版に従う。アスリートやその親などが署名する権利放棄書の内容を統一するため、すべての認定プログラムは国際規格のアスリート権利放棄書か SOI の認めたもの(法令により求められた修正を含む)を使用する。

2. 02(E)

宗教上の理由による権利放棄書

もし、アスリートや未成年アスリートの親などが宗教上の理由で、アスリート権利放棄書にある緊急の医療措置に同意しないとき、権利放棄書の「緊急医療措置条項」の削除を認める。(ただし、他の条項は削除できない)緊急の措置の権限がとられたとき、そのアスリートと親などは、緊急時の医療措置をどのようにするかを具体的に記入した別の権利放棄書(「宗教上の理由による異義申し立て書」)を提出する。宗教上の理由による異義申し立て書はアスリート本人か未成年アスリートの親などが署名する。

2. 02(F)

健康診断

(1) 最初の登録に必要な健診

初めて登録するすべてのアスリートは、登録前に医者か、法律で身体検査や診断ができる専門家による医学的な承認を受け所定のアスリートメディカルフォームを貰う。

(2) 以後の健診

初回登録後1年以上経過したアスリートは、もし、認定プログラムで最初の健康診断の後、アスリートの健康状態が最近の診療結果に比べ明らかに変化していると判断したとき、トレーニングを続ける前に医師の診断を受けさせる。

なお、認定プログラムの理事会は、アスリート登録に必要な健康診断の回数について、上記(1)で示す条項よりも厳しく義務付けることができる。また、認定プログラムは初回登録時、有資格または訓練を受けた医師による健康診断を少なくとも1回は受けさせなければならない。

(3) 認定プログラムは登録アスリート全員の健康診断の内容を確認する。また、その検査結果を確認する手順を作成、標準化する。

(4) リージョナル大会・世界大会参加者の健康診断

リージョナル大会、米国多州大会、世界大会などに参加するすべてのアスリートは、大会前1年以内に医師の検診を受ける。SOI か当該大会の GOC が所定の診断書類を用意する。

2. 02(G)

症候性環軸椎不安定(亜脱臼)を含む脊椎圧迫の症状のあるアスリートの参加

第1、第2頸椎を含む背骨のあらゆる部分で起こる脊椎圧迫は、環軸椎不安定(亜脱臼)として知られており、圧迫部分の脊椎骨を過度に動かすことによってケガをする可能性がある。頸部や上部頸椎の伸び過ぎや過激な屈曲は重篤な損傷を引き起こす可能性がある。すべての認定プログラムは、健康診断時に脊椎圧迫や症候性環軸椎不安定(亜脱臼)の症状が見られたアスリートが身体運動をする際、次の事前措置をとらなければならない。

(1) 症状の判定: 全てのアスリートは、ゼネラルルール第2章にある参加前標準健康診断の受診時、脊椎圧迫や症候性環軸椎不安定(亜脱臼)に由来するものを含む、神経学的に悪影響をもたらす症状について免許を持つ医療専門家による検査を受けなければならない。このような症状には次のものがある。深刻な首の痛み、神経根痛(局所的な神経的痛み)、脱力、感覚麻痺、痙性(一部の筋肉の異常な緊張)や筋緊張の変化、歩行困難、反射の亢進(深部腱反射が極めて反応性が高い)、排便や排尿機能の変化、脊髄症(脊椎への損傷)の症状

(2) 症状の存在:免許を持つ医療専門家が脊椎圧迫や症候性環軸椎不安定の症状の存在を確認した場合、このようなアスリートは次の状況においてのみ、自分で選択したスペシャルオリンピックスのスポーツに参加することができる。(i) そのような判断をする資格のある医師から綿密な神経学的評価を受け、アスリートか未成年アスリートの親や保護者が医師の検査結果や決定を知らせた上で同意書へ署名をしている。

この項で求められている診断書と承諾書は、SO 国際本部所定の書式「環軸椎不安定のアスリート特別権利放棄書」か、SO 国際本部認定の改訂書式を使用する。(「環軸椎不安定に関する特別権利放棄書」) また、書類は認定プログラムに提出し、保管されること。

2. 02(H)

ユニファイドスポーツ®への参加

認定プログラムは、ユニファイドスポーツ®パートナー(セクション 3.11)として参加希望の人に SOI が承認した標準申込書と権利放棄書を記入し、署名を求める。これは、クラス A のボランティアの要件を満たし、「ユニファイドスポーツ®パートナー参加申込書」と改訂や補足を SOI が承認した書式(「ユニファイドスポーツ®パートナー権利放棄書」)とに記入、署名、提出する。

未成年のパートナーは、親などが署名する。

2. 02(I)

所定の書類の提出

認定プログラムは本項で定める健康診断書と承諾書などの申込書と登録書類がそれぞれのアスリートか親などにより提出されたことをトレーニング、大会参加の承認前に確認する。

セクション2. 03

アスリートの氏名と肖像の使用

2. 03(A)

使用許可と必要な承諾

認定プログラム、GOC、企業スポンサー、他の組織スポンサー、認定プログラムや GOC の協賛者、認定プログラムや GOC の名称を使い活動する者などは、登録時にアスリートなどがアスリート権利放棄書(セクション 2.02(d))に署名し、明確に承諾している場合を除き、文書で同意を得ずアスリートの氏名や写真を使用、展示、放送、複製、出版することはできない。アスリートの氏名や写真の使用申し出があったとき、「アスリート権利放棄書」で承諾した目的を超えないよう、別個にその用途を明確にし、何時、何処で、どの様に氏名や写真を使い、その使用と関連する、例えば、商品やサービスの取引、販売活動、もしあれば、認定プログラムや GOC がその活動によって金銭的利益を得るものなど、活動の本質と目的を明確にさせる。SOI は認定プログラムがアスリートの氏名や写真を「アスリート権利放棄書」で許可する目的を超え、その使用目的がスペシャルオリンピックスの理念に反すると判断した場合、使用を禁止する権限を持つ。いかなる認定プログラムにおいてもアスリートの氏名や写真が商業目的に利用されることを絶対に認めてはならない。アスリート権利放棄書で承認する広告は、SOI がアスリートの名前、写真、声、言葉をスペシャルオリンピックス活動推進の広報と資金活動のためだけに限定し、商業活動や販売、商品やサービスに使用させてはならない。

2. 03(B)

使用法

認定プログラムは認定プログラムやあらゆるスポンサー、その他の支援者が、アスリートの名前、写真、声、言葉を使用する場合も、確実に「アスリート権利放棄書」に記載している範囲のみで使用し、常に、アスリートの尊厳を尊重しスペシャルオリンピックスの公正なイメージを保つ方法で使用しなければならない。できれば、各認定プログラムは各アスリートが権利放棄書で別に承諾した上で、アスリートが明確に分かる顔写真と名前を発行、展示する規定を定める。

セクション2. 04

アスリートの権利放棄

認定プログラムはアスリート(未成年者は親か後見人)に大会やトレーニングに参加する条件として、「アスリート権利放棄書」即ち、宗教的理由による権利放棄と「環軸椎不安定に関する特別権利放棄書」以外の権利放棄書、権利譲渡書などに署名、提出させてはならない。どのような認定プログラム、GOC やその利益を代表し活動する団体も、SOI の承認なしに、アスリートにいかなる種類の法的権利の一般的権利放棄や SOI が責任を放棄する内容の文書を要求したり、提出させたりしてはならない。特に、スペシャルオリンピックスやスペシャルオリンピックスの支援組織が行う行事に参加中、アスリートがケガしたときの、いわゆる「一般的権利放棄書」や責任を放棄する旨の文書の取付けを禁止する。

セクション2. 05

血液感染症キャリアの参加

認定プログラム、GOC は、血液感染症ウイルス保持者(いわゆるキャリア)のトレーニング、競技会などの参加をどんな場合でも拒否や差別をしてはならない。認定プログラム、GOC は、トレーニングや競技会を開催するとき、アスリートに血液感染症キャリアがいるかもしれないことを考慮し、血液、唾液その他の体液に触れることについて「一般予防措置」「一般血液、体液予防措置」をとる。SOI は本セクション 2.05 の条件を満たす一般予防措置を文書で認定プログラムに通知する。

セクション2.06

参加アスリート数の確認と報告

SO アスリートは以下の要件を満たすものである。参加資格のあるもの;ゼネラルルールに基づく参加登録をしているもの;公式および準公式競技のトレーニングへの最低 8 週間の参加をしているもの;SO の基準に基づく地域(地区)・州・認定プログラムのスペシャルオリンピックスの競技会へ参加しているもの;MATP に参加しているもの。SOI は、セクション 5.06(c)に従い認定プログラムの登録、参加アスリート数、ユニファイドスポーツ®、ユニファイドパートナー®の数の報告書式と方法などの統一基準を定める。SOI はすべての認定プログラムへ定期的に文書で参加アスリート数の報告方法を通知する。SOI は、適切と見なされれば定義、説明、指示(SO アスリートの定義も含め)を随時改定することができる。この定義の改定は、ゼネラルルールの改定と見なされない。SOI は SOI の定めた標準方法と異なる特殊なケースでも、もし、SOI が別の方法でその認定プログラムが収集、報告した情報が信用できるもので、かつ、認定プログラム所管の的格な参加アスリート数を示していると判断すればそれを認める。

第3条

スポーツトレーニングと競技会

セクション3.01

トレーニングと競技会の目的

トレーニング、競技会、イベントは、次の目的が達成できるように計画、実施する。

3.01(A)

スペシャルオリンピックスはアスリートを中心としてトレーニング、競技会、イベントを行う。また、アスリート中心の運動としてこれらの活動を支援する他の有意義な活動にも積極的に参加できる機会を用意し、推進する。

3.01(B)

それぞれのアスリートの身体的、社会的、心理的、知的、精神的な質と可能性を向上させる。

3.01(C)

アスリートの能力の違いや競技会の成績に関係なく、それぞれのアスリートがスペシャルオリンピックスへ参加することで、各人の努力の重要性、それにより得られる個人的達成感を強く感受し、賞賛されることでスポーツマンシップやスポーツに参加すること自体への愛着を増すよう推進する。

3.01(D)

アスリートがそれぞれのスポーツで各自の最も高いレベルに到達できる機会を用意し、コーチや家族が多くの応援と勇気を与えるよう奨める。

3.01(E)

家族、教師、学校、市民団体、企業、スポーツ施設、医療関係者、知的障害のある人へのケアや援助施設や授産施設、その他の市民、行政、地域社会、一般のスポーツ団体がスペシャルオリンピックスへの参加を奨励することで、知的障害のある人たちが必要としていることや能力に対する人々の認識を深め、スペシャルオリンピックスへの公的支援の増加を図る。

3.01(F)

古代・近代オリンピック運動で具体化された価値観、規範と伝統をすべてのスペシャルオリンピックス大会で進め、反映させる。同時に、知的障害のある人たちの尊厳や自尊心を高めるように、彼らの身体的・精神的資質を取り入れ広報するためにオリンピックの伝統を発展、充実させる。

セクション3.02

料金請求の禁止

認定プログラムおよび GOC は、SO のアスリートまたはそのファミリーに対し、どのような形でも入会費、登録費、トレーニング費、参加費、競技会参加費、その他スペシャルオリンピックスのイベントや活動の場にいることに対する費用や料金、または、どのようなスペシャルオリンピックスのプログラムや競技会においてもアスリートが参加するための費用を支払うこと、または、支払う約束を求めてはならない(総称して「料金の禁止」という)。

前述の文章は、いかなる認定料の金額も適正かつ SOI によって認められており、当該認定料の支払いを求められた地区組織がアスリートやそのファミリーからいかなる料金も請求または受領をしないことを前提として、ゼネラルルールに基づき、地区組織の管理に係る費用を負担させるために認定プログラムが地区組織へ認定料を請求することを妨げるものではない。

セクション3.03

トレーニングと競技会の一般規定

3.03(A)

権限

スペシャルオリンピックスのトレーニングと競技会は、SOI、認定プログラムまたは GOC により、もしくは指導と直接の監督のもとでのみ開催できる。認定プログラムは、スポーツクラブ及び競技連盟以外の第三者がスペシャルオリンピックスの競技会、トーナメント、トレーニング、イベントなどを、認定プログラムのために、あるいは、認定プログラムを代理して実施し組織することを許可、約束してはならない。

3.03(B)

水準

すべてのトレーニング、競技会、イベントはそれぞれゼネラルルール、SOI スポーツルール、統一基準などをもとに実施する。認定プログラムはトレーニングと競技会の施設、設備、ウェア、トレーニング、コーチ、審判、運営、イベントなどに可能な限り最高水準のものを用意する。トレーニングと競技会は参加アスリートを保護し、公平で公正な競技環境を準備し、アスリートのスキルテストには一貫性を維持する。それによりアスリートが他のアスリートと比べ不公平にならないように努める。

3.03(C)

アスリートに用意するプログラムの範囲

各認定プログラムはアスリートの年齢、能力に合った公式スポーツを1競技以上含み多様なスポーツや活動を用意する。それぞれの認定プログラムが用意するトレーニングや競技会の活動範囲は、SOIのスポーツルールと一致しなければならない。また、資格のあるアスリート全員が参加できるよう展開する。これらのプログラムには通常のスポーツプログラム、ユニファイドスポーツ®、MATP(3.11、12)を含み、これに限定されない。

3.03(D)

知的障害についての社会教育とその推進

トレーニングと競技会は地域社会に開放する。それぞれの認定プログラムとGOCは、すべてのイベントで観客を動員し、また、地方の報道機関を利用し、知的障害のある人たちに必要な支援、能力に対する人々の認識を深めるよう最大限の努力を払う。

3.03(E)

ボランティアと家族の参加

認定プログラムとGOCは、トレーニングや競技会、イベントなどの開催にあたり、ボランティアやアスリートの家族をできる限り参加させる。認定プログラムやGOCは、ボランティアと家族がスペシャルオリンピックスの目的とそのままの目的について社会を啓蒙する役割を担っていることを考え、彼らの参加と活動を積極的に奨励する。

3.03(F)

医療と安全対策

認定プログラムとGOCは、すべてのトレーニングと競技会のために安全な環境を整備し、アスリート、コーチ、ボランティア、観客、及びその他スペシャルオリンピックスの全てのイベントの参加者の健康と安全の確保のために、適切なリスク管理の実践を含め、合理的に取り得る全ての手段を講じ、SOIスポーツルールに定める一般的またはスポーツに特定した医療と安全条項を守らなければならない。さらに、認定プログラム及びGOCは、当該スポーツ連盟の規則を守る。

セクション3.04

スペシャルオリンピックス競技に関する規定

3.04(A)

スペシャルオリンピックス競技の分類

アスリートに用意するトレーニングと競技会の競技種目は大きく3つに分類する。セクション3.04(d)で定義する公式競技と準公式競技、およびスポーツルールで定義する、地域に根ざした競技である。SOIは公式競技と準公式競技の競技種目を決定する。SOIはプログラムに対する通知を行い、全ての競技について現在の認定水準の証拠を提出する。

3.04(B) 公式競技

公式競技はSOIがトレーニングと競技会の公式競技として認める競技種目である。SOIの公式競技の指定はすべての認定プログラムを拘束する。公式競技は

(1) 夏季競技

- 水泳競技
- ゴルフ
- 陸上競技
- ハンドボール
- バスケットボール
- 柔道
- バドミントン
- 体操競技
- 新体操

ボッチャ
パワーリフティング
ボウリング
ローラースケート
自転車競技
セーリング
馬術
ソフトボール
サッカー
卓球
テニス
バレーボール

(2) 冬季競技

アルペンスキー
ショートトラックスピードスケート
クロスカントリースキー
スノーボード
フィギュアスケート
スノーシューイング
フロアーホッケー

(3) 準公式競技

夏季競技

クリケット
カヤック

冬季競技

フロアボール

3. 04 (C)

公式競技の変更

SOI は、SOI スポーツルールに定める手続き、及び公式または準公式競技の再認定により、スポーツルール諮問委員会への申請と委員会の承認後、8年ごとに、セクション 3.04(b)に基づく公式競技種目を変更、追加することができる。

3. 04 (D)

準公式競技

準公式競技は SOI が公式競技とはしないがトレーニングと競技会の競技種目に含めることを認める競技種目である。SOI は SOI スポーツルールで定める基準と手続きにより準公式競技を決定する。

3. 04 (E)

公式競技の競技規則

SOI は公式競技のトレーニングと競技会で適用する競技規則を決定する権限を持つ。そこで決定した競技規則は SOI スポーツルールとして認定プログラムに通知し使用する。

3. 04 (F)

一般競技団体の競技規則

認定プログラムと GOC は、序文に記されたとおり、国際スポーツ連盟 (FIS) が適時発行する個別の競技規則に従う。

3. 04 (G)

認定プログラムが用意する競技種目

認定プログラムは公式競技と準公式競技の中から競技を選び、アスリートが日常のトレーニング仲間でないチームや人と競う機会である競技会とトレーニングを提供する。

3. 04 (H)

禁止競技

禁止競技は SOI が医療諮問委員会と協議し、SOI の健康基準や安全基準に満たないか、アスリートの健康と安

全上危険が多いと判断した競技種目である。認定プログラムは SOI が禁止競技に指定した競技のトレーニングや競技会を行ってはならない。SOI は現在、ボクシング、フェンシング、射撃、空手などの格闘技を禁止スポーツとしている。SOI はこれらの禁止競技を SOI スポーツルールに定める手続きに従い、変更、追加することができる。

セクション3.05

トレーニングに関する規定

各認定プログラムは SOI スポーツルールに従い、資格を持つコーチの指導で年間を通したトレーニングを用意する。競技会やトーナメントに参加するすべてのアスリートは、その競技のトレーニングを受けなければならない。トレーニングには身体の調整、栄養の知識を含めることができる。SOI は公式競技に参加するアスリートのために、認定基準と SOI スポーツルールに従い、トレーニングについての最低の要件を文書で定める。

リージョナル大会、複数プログラムの大会、世界大会に参加希望のアスリートは、受け入れられる最低基準に従って、少なくともその競技のトレーニングに 8 週連続参加し、その間、競技にも数回出場しなければならない。認定プログラムはスペシャルオリンピックスの他の大会、例えば、認定プログラムの大会、地区大会（例えば地方、区域、市町村）に参加準備中のアスリートにも、認定プログラムがリージョナル大会、複数認定プログラムの大会、世界大会に参加するアスリートと同様のトレーニングと競技の機会を用意する。

セクション3.06

競技会に関する規定

SOI、認定プログラム、GOC が主催、後援するすべての大会とトーナメントを開催するとき、認定プログラムが SOI から権利放棄を理由としてこれらの要件のうち 1 以上の要件を変更することを許可されているときを除き、次の条件を満たす必要がある。

3.06(A)

参加の機会

認定プログラムは、すべてのレベルのアスリートにトレーニングと競技の機会を与えなければならない。ただし、大会とトーナメントにおいて、競技は1つのレベルでのみ構成される。団体スポーツではチームのメンバー全員に競技に参加する機会を多く与えるようにする。

3.06(B)

勝利の機会

大会とトーナメントは、すべてのアスリートに勝利の機会を平等に用意する。規定により各々の競技部門を組織する。そこですべてのアスリートとチームは、過去の正確な成績により適切なグループに組分けし、予選を行う。アスリートとチームを SOI スポーツルールに定める年齢と性別に組分けすることでそれぞれの競技で公平に勝利の機会を持つことができる。

3.06(C)

認定プログラムの競技会の規模と頻度

各認定プログラムは効果的に提供される競技の機会の範囲を考慮して、定期的に、また頻繁に大会を開催しなければならない。

3.06(D)

世界大会と他の SOI 公認大会の参加者の割当て

SOI はセクション 7.08 の定めで認定プログラムが世界大会や SOI 認定の他のトーナメントや大会に派遣するアスリート、コーチ、他の代表団の総合的な規模と構成を決定する権限を持つ。

3.06(E)

アスリートの上位大会への出場

認定プログラムはアスリートがある競技レベルから上のレベル、例えば、地区大会から複数プログラムの大会、複数プログラムの大会からリージョナル大会、世界大会へ進めるかどうかを SOI スポーツルールの基準と手続きに従い決定する。認定プログラムはすべてのレベルのアスリートが次のレベルへ進むために SOI スポーツルールに従い公平な方法を準備する。

セクション3.07

表彰

3.07(A)

表彰規定

大会、トーナメントの表彰はゼネラルルールと SOI スポーツルールのみに従い実施する。複数プログラムの大会、

リージョナル大会、世界大会、その他の SOI 認定大会では、それぞれの競技の1、2、3位にメダルを4位から8位のアスリートにリボンを授与する。アンフェアな行為や SOI スポーツルールに反する行為をしたアスリートを除き、失格者、途中棄権者には参加賞を授与する。

3. 07(B)

表彰式

大会、トーナメントのすべての表彰式は、その目的にかなうようアスリートの威厳と業績をたたえ、オリンピックの表彰式を模範として、できるだけ無理なく、厳粛で華やかな方法で行う。

セクション3. 08

世界大会の運営

SOI はすべての世界大会の組織と運営を決定する。SOI で決めていない事項は、次の一般方針に従う。

3. 08(A)

開催周期

世界大会は2年ごとに夏季大会と冬季大会交互に開催する。従って、夏季大会と冬季大会は4年毎に開催する。1975年に夏季大会を1977年に冬季大会を始めた。

3. 08(B)

開催地

SOI は世界大会の開催地を決定する。また、GOC がそれぞれの世界大会を組織し、財務を管理し運営する権利と責任を持ち、SOI は GOC と世界大会開催について契約を締結する。SOI は世界・リージョナル大会規定の手続きと基準に従い開催地を決定する。

3. 08(C)

管理規則

世界大会は SOI の権限のみにおいて、SOI スポーツルール、世界・リージョナル大会規定と、他の統一基準に従い実施される。

3. 08(D)

大会参加者の割り当てと派遣

認定プログラムは、リージョナル大会、並びに米国など適切な場所においては複数プログラムの大会、及び世界大会にアスリートとコーチを派遣する義務と権利を持つ。SOI のみが認定プログラムの世界大会派遣アスリート、コーチ、その他守るべき規模と構成を決定する権限を持つ。認定プログラムは SOI から割り当てられた規模と構成に従い世界大会に代表団を派遣する。

3. 08(E)

アスリートの選考

すべての認定プログラムは SOI スポーツルールの選考基準に従い、大会出場の適切な代表アスリートを選考する。認定プログラムを代表してリージョナル・世界大会へ出場希望のアスリートは、必ず、最初に認定プログラムが主催、後援する地区大会と認定プログラムの大会の両方あるいはいずれかに出場しなければならない。同様に、米国の複数プログラム大会、リージョナル大会、世界大会に代表として出場希望の米国プログラムのアスリートは、最初にそれぞれの地区組織と米国プログラムが主催、後援する大会の両方あるいはいずれかに出場しなければならない。

セクション3. 09

SOI 認定大会の運営

SOI はリージョナル大会、複数プログラムの大会(これについてはこのセクション3. 09に個別に集散的に「大会」という用語で言及されている)の組織と運営のすべてを決定する。SOI が決めていない事項は、次の一般方針を適用する。

3. 09(A)

頻度

SOI が定める日程通り開催するリージョナル大会、複数プログラムの大会は世界大会の前後6カ月以内にならないように開催する。

3. 09(B)

開催地

大会の開催場所は SOI が決定する。SOI はまた、組織、財務管理、大会の運営を SOI 認定の GOC、または、大会を開催とその計画の責任を負える認定プログラムを選び、契約を締結する。SOI は世界・リージョナル大会規定の手続きと基準に従い大会の開催地を決定する。

3. 09(C)

管理規定

この大会はすべて SOI の承認と SOI スポーツルール、世界・リージョナル大会規定、統一基準などに従い運営する。

3. 09(D)

大会に参加する代表アスリート

SOI はこの大会に参加する認定プログラムを決定し、ゼネラルルール第2条以外のアスリートの参加条件を定める。SOI のみがセクション 3.08 (d) の定めにより認定プログラムが大会に派遣するアスリート、コーチその他の選手団の規模と構成を決定する。

セクション3. 10

招待大会とトーナメント

3. 10(A)

認定プログラムの開催権

認定プログラムは、文書で事前認可を受けずに、また SOI が随時適用する方針を示す文書に従わずに他の認定プログラムのアスリートを招待し、複数プログラムの大会を招待大会として開催してはならない。SOI がその大会を招待大会として承認する際、その大会の開催条件文書での定めがないとき、本項 3.10 を適用する。

3. 10(B)

地区組織

地区組織は SOI が特例として認可した場合を除き招待大会を主催してはならない。SOI の文書による事前承認がない限り、いかなる地区組織も招待大会に招待され、それを受けてはならない。

3. 10(C)

招待大会の目的

招待大会は広域国際地域内の認定プログラム間の協力と情報交換を進め、また、新しい発展段階の認定プログラムが、進んだ認定プログラム大会へ参加することで、学んだり何かを得る機会を持つことが目的である。特に、その新しい認定プログラムが、自身の大会が開催できるようになるまで、招待大会へ定期的に参加することができる。前文の目的は、他の認定プログラムの招待大会に参加することで認定プログラム自身が開催すべき大会の責任を代用するものではない。

3. 10(D)

参加できる認定プログラム 招待状の送付と受諾のルール

SOI は招待大会の招待状を送るにふさわしい認定プログラムを決定する。

SOI が別に認めていない限り

- (1) ホストプログラム ホストプログラムは認定プログラムが世界・リージョナル大会開催予定の年に所管内で招待大会の開催はしない。招待状は 5 個所以内の認定プログラムに対し発行する。SOI が認めない限り、それ以外の認定プログラムは招待しない。招待はホスト認定プログラムと同じ広域国際地域の認定プログラムにのみ行う。
- (2) ゲストプログラム ゲストプログラムは他のプログラムが開催する招待大会の招待を年に1回受けることができる。招待大会の日程により承認するが、もし、SOI が認定プログラムに1年以内に1回以上の招待大会への参加を認めたととき、そのプログラムはできるだけたくさんのアスリートが参加できるようその招待大会ごとに違うアスリートを参加させなければならない。
- (3) 非認定組織の招待 認定プログラムは SOI の文書による事前承諾なしで、非認定組織、即ち、スペシャルオリンピックスの認定されていないどの地区、クラブ、組織も招待してはならない。SOI は招待大会に認定プログラムのない国であっても、認定プログラムを設立する方向にあるならば招待することができる。SOI がこのような参加を承認する際、その組織へ文書で招待大会の参加条件を通知する。

3. 10(E)

招待大会の費用

ホストプログラムは招待大会の運営に要するすべての費用を単独で負担する。その費用については SOI の承認、または、ゲストプログラムの文書による事前承諾がない限りゲストプログラムに負担させることはできない。しかし、ゲ

スト認定プログラムは、招待試合開催地への往復旅費は全額負担する。招待試合に参加する認定プログラムは、その認定プログラムの年間運営予算の資金ではなく、できるだけ試合参加目的で集めた資金を参加費用に当てよう強く奨励する。

3. 10(F)

SOI の認可を得る手続き

ホスト、ゲストプログラムは、次の手続きにより招待大会の主催、参加の承認を SOI に得る。

- (1) ホストプログラム 招待試合のホストになろうとする認定プログラムは SOI リージョナルオフィスにその大会を招待大会とするための承認を求める SOI 所定の申請書(招待大会認可申請書)に大会日程、開催地、招待する認定プログラムの数、参加予定のゲストアスリート数などを記載して提出する。招待大会認可申請書は少なくとも招待試合開始 6 ヶ月以前に SOI へ提出する。認定プログラムが、特に、本項 3.10 に定める基準に反する内容で SOI の承認を求めなければならないときはその根拠を記入する。SOI はその申請に迅速に対応し、当該認定プログラムに SOI の決定を文書で通知する。
- (2) ゲストプログラム 招待試合の招待を受け、承諾しようとするすべての認定プログラムは、その招待大会の開始 3 ヶ月以前に招待試合参加申請書に記入し、SOI リージョナルオフィスに提出、SOI の認可を得る。SOI はその申請に迅速に対応し、ゲストプログラムに SOI の決定を文書で通知する。

3. 10(G)

招待トーナメント

本 3.10 の規定は「招待トーナメント」にも適用する。

セクション 3. 11

ユニファイドスポーツ®

ユニファイドスポーツ®は、SO アスリートと知的障害のないアスリート(パートナー)を組み合わせ、一緒にトレーニングや競技をおこなうプログラムである。SO アスリートとパートナーの年齢と競技レベルは同程度であり、SO アスリートとパートナーの割合は、スポーツルールに従い、競技ごとに定義される。認定プログラムは、ユニファイドスポーツ®、またはアスリートがそれぞれの所管で社会に包摂される機会を提供するプログラムを発展させるものとする。全てのユニファイドスポーツ®プログラムは、SOI スポーツルールユニファイドスポーツ®の条項に従い実施するものとする。

セクション 3. 12

モーターアクティビティーズトレーニングプログラム(MATP)

MATP はその内容や要件を SOI スポーツルールの通り、標準的なトレーニングや大会に参加できない重い知的障害のある人たちのために特別に企画したプログラムである。MATP は厳格で普遍的な競技規則で行う厳しいトレーニングに参加できない重い知的障害のある人たちに合わせ、彼らのために研究をしている経験豊かな専門家が開発、テストした多様なトレーニングを取り入れている。認定プログラムは SOI が開発した MATP 指針に従い実施する。

セクション 3. 13

ボランティア

3. 13(A)

すべての認定プログラムと GOC はゼネラルルールに反しない限り、できるだけいろいろな場でボランティアを活用する。アスリートの福祉と安全、及び SOI の品位と評価を守るため、認定プログラムはボランティアを採用、訓練、監督する手続きを文書で定め、実施する。認定プログラムと地区組織は、ゼネラルルールに別記されている米国独自のルールセクション 3. 13 に明記されているようなボランティア採用、訓練、監督の手順を、それが所轄の法律のもとで認められているのであれば、独自に作ることを推奨される。

3. 13(B)

監督

スペシャルオリンピックスのすべての活動中、認定プログラムはすべてのボランティアを正しく監督し、ボランティアが認定プログラムの方針や方策に従わないとき、直ちに適切に対処しなければならない。

第4条

SOI のスペシャルオリンピックスに対する管理体制

セクション 4.01

SOI の管理運営権と任務

SOI は国際的な統一基準にもとづき「スペシャルオリンピックス」が主催する知的障害のある人たちのすべてのトレーニングと競技会、財務を含む組織運営のすべての権利と責任を持つ。これを実施するにあたり、SOI はスペシャルオリンピックスの品格と名声を維持し、世界中の知的障害のある人たちのために最善を尽くす。そのため、SOI はゼネラルルールや統一基準などスペシャルオリンピックス運動全般を規定する方針を説明、公表し、定期的に改定したり新しくする権限を持つ。この中には、SOI の判断で、必要な範囲で認定プログラムの適切な管理指導に関する事項を含むことができる。SOI はスペシャルオリンピックスの設立機関、運動を展開する組織、世界的な管理機関として、認定プログラムやその他のスペシャルオリンピックスの組織、認定、財務管理、運営全般についての最終的な権限を持つ。

セクション 4.02

スペシャルオリンピックスの情報連絡網

4.02(A)

一般事項

ゼネラルルールと統一基準などに定めのない限り、スペシャルオリンピックス運動の情報の連絡は、SOI と認定プログラム、SOI と GOC、SOI と SOI のアドバイザー委員会とのように縦方向で行う。これら縦方向の連絡でカバーできない部分は、認定プログラム間の横方向の連絡で補う。

4.02(B)

認定プログラムへの方針決定の通知

SOI はすべての認定プログラムに(必要ならば GOC にも) 文書で統一基準の変更内容や補足事項すべてを通知する。SOI は少なくとも 30 日前に、各認定プログラムに文書で新規や改正した統一基準を通知する。通知を受けた後は、認定プログラムは変更事項に従い行動する。

4.02(C)

認定プログラム内での連絡

認定プログラムは、ゼネラルルールや統一基準で定めた任務の内容と義務、また変更や補足した内容を所管するすべての地区組織に知らせなければならない。

セクション4.03

SOI の決裁権

4.03(A)

SOI 理事会の権限

SOI は理事会(以下「SOI 理事会」)が運営する。SOI 理事会は SOI とスペシャルオリンピックス運動を統制する方針すべてを定める最終責任を持つ。そのため、SOI 理事会はゼネラルルールと統一基準で例示した主要な方針すべてを正式に承認することによりこの責任を果たす。

4.03(B)

SOI 執行部の権限

理事会は SOI の日常業務を行う権限と SOI がスペシャルオリンピックス運動の決裁権をプレジデントと CEO (または、SOI に関する細則で任命したその他の役員) に委任することができる。ただし、SOI 理事会がゼネラルルールと後日変更する予定のゼネラルルールの改定事項を認可する場合を除く。SOICEO はスペシャルオリンピックスに関する SOI の決裁権を、SOI 理事会の権限が最終的なものであることを前提に、SOI に関する細則に規定されている範囲で、その他の SOI 職員に委任することができる。SOI でこの権限を委託するとき、すべて SOI の細則に従う。

4.03(C)

SOI の決裁者の認定プログラムへの通知

SOI は SOI が決裁権限を与えた SOI 執行部または職員を定期的に認定プログラムや GOC に通知する。ただし、SOI 理事会が管理し最終決定することを前提とする。さらに、SOI は定期的にすべての認定プログラムと GOC にゼネラルルールや統一基準などにもとづき SOI に認定申請を提出する手順を通知する。

セクション4. 04 ゼネラルルールの改定

4. 04(A)

改定案の提出

SOI はゼネラルルールの改定がスペシャルオリンピックスにとり有益であると判断したとき、SOI 理事会の正式な承認を経て改定できる。さらに、ゼネラルルールの改定申請は、(i) 認定プログラムの理事会 (ii) 認定プログラムのエグゼクティブ/プログラムディレクター (iii) リーダーシップカウンシル (iv) 医療諮問委員会 (v) スポーツルール諮問委員会 (vi) ゼネラルルール諮問委員会などが提出できる。

4. 04(B)

改定案の形式

ゼネラルルールの改定案は、すべて文書でSOIに提出し、改定の内容と目的を明記する。ゼネラルルール中の改定要望事項やその細則につき、改定したい部分を後で読み取れるよう括弧や訂正マークで消し、改定案には下線を引いたりイタリック体で明記して提出する。提出団体から提案文が提出されないときは、ゼネラルルールに挿入する文章や文言の代わりに、改定の内容と意図を詳細に記述する。しかし、後者の場合も、ゼネラルルールから削除する部分を明記する。SOI は改定案が不明瞭で意図が伝わらないと判断したときこの審査を拒否する権利を持つ。

4. 04(C)

改定案の審査

ゼネラルルールの改定案は、すべて SOI が審査する。SOI は SOI の審査の助けになると判断したとき、改定案の内容や実施に関し、特定の認定プログラムやリージョナル・リーダーシップ・カウンシルに意見を求めることができる。この場合、指定された認定プログラムは指定された期間内に改定案を検討し所見を述べなければならない。ただし、認定プログラムが提出した意見は助言に過ぎず、SOI 理事会を拘束するものではない。

4. 04(D)

改正案の承認

SOICEO はゼネラルルール改定の承認の権限を持つ。ただし、直近の SOI 定例理事会での決定を必要とする。ただし、SOICEO が次の SOI 定例理事会以前にその実施が必要であると判断した改定事項は、SOI の CEO がこれを承認する。SOI 執行委員会 (SOI 理事会定例会議中は、SOI 理事会の執行委員会が SOI 理事会の任務を果たす) は速やかに改定事項を提出し、承認、採択を求めなければならない。SOI 理事会と SOI 執行委員会の会議や投票は、すべて SOI の組織に関する細則に従う。

4. 04(E)

改定事項の発効日

(1) 緊急を要さない改定事項

ゼネラルルールの改定事項は、次の細則(2)で定める場合を除き、セクション 4.04 に従い SOI 理事会が承認した日から数え 90 日後に施行する。ただし、SOI 理事会が発効日を延期する場合を除く。

(2) 緊急改正事項

SOICEO が改定事項を早急に施行する必要があると判断したとき、SOICEO は採択後 90 日以内であってもゼネラルルールの改定事項を実施することができる。次の場合に限る。

- i) スペシャルオリンピックスに関わる人の健康と安全を守る必要がある場合
- ii) SOI とスペシャルオリンピックスの社会的イメージ、評価、財務上の潔白を守る必要がある場合
- iii) SOI とすべての認定プログラムに迅速かつ重大な損害がおよばないようにする必要がある場合

(3) 施行条件の例外事項

周囲の状況により、認定プログラムが指定の発効日に改定規定を実施できないと SOICEO が判断したとき、SOICEO は文書でその発効日を延期することができる。しかし、文書で意思表示していなければ認定プログラムは指定の発効日までにゼネラルルールの改定事項を遵守しなければならない。

4. 04(F)

認定プログラムへの通知

SOI はすべての認定プログラムとアドバイザー委員会にゼネラルルールの改定内容を迅速に通知する。SOI は通知文書に改定事項の発効日を明記する。

セクション4. 05 統一基準の改定

4. 05(A)

SOI スポーツルール

SOI スポーツルールの改定は、SOI が公式 SOI スポーツルールの改定基準に従い審議し承認する。

4. 05(B)

その他の統一基準

ゼネラルルール以外の統一基準や SOI スポーツルールを改定する手順は、それを改正するについての定めがあればそれに従う。定めのないとき、SOI はセクション 3.04 のゼネラルルール改定規定に従い統一基準の改定を採択する。

セクション4. 06

国際アドバイザリー委員会(IAC)

4. 06(A)

任 務

SOI 理事会の委員会の1つとして「国際アドバイザリー委員会」(IAC)を設ける。IAC は認定プログラムに影響するスペシャルオリンピックス運動全般にわたり SOI 理事会に助言する任務を持つ。IAC はリージョナルリーダーシップカOUNシル(RLC セクション 4.07)や個々の認定プログラムのスペシャルオリンピックス運動に関わる提言を審議する任務も持つ。IAC は SOI 理事会に対し RLC や個々の認定プログラムからの提言を IAC の責任で審議した結果を報告する。

4. 06(B)

規模と構成

IAC の構成委員は、SOI 理事会の ex officio voting メンバー(理事会に参加し戦略的なプラン作りにも参加し意見を述べるが議決権を持たない人)とする。7つの RLC は、それぞれ IAC に出席する代表者(次の細則 (c)での会員条件を満たす者に限る)とする。即ち、IAC は 7 人の委員で構成し、それぞれの委員は RLC を通じてそのリージョンを代表する。

4. 06(C)

委員の基準

IAC 委員は下記の基準による。

- (1) 認定プログラムのエグゼクティブ/プログラムディレクターまたは理事であること
- (2) スペシャルオリンピックス運動についての広範囲な知識と豊富な経験を持っていること
- (3) IAC と RLC の役割と責任を理解していること
- (4) スペシャルオリンピックスの使命と基本理念を積極的に主張できること
- (5) IAC の召集する会議や協議に定期的に出席、参加できること

セクション4. 07

リージョナルリーダーシップカOUNシル(RLC)

4. 07(A)

設 立

リーダーシップカOUNシル(RLC)は SOI 理事会の承認を得て、1つ以上のリージョンやサブリージョンに置くことができる。承認に際し、SOI はそれぞれの RLC が提出した地理上のリージョンを SOI 理事会で定める文書で承認する。RLC は法律上や司法上の区分けによるものではない。

4. 07(B)

運営上の手続きと基準

各 RLC は文書による運営上の手続きと基準に従い実施する。それは、ゼネラルルールの定めと一致していなければならない。また、SOI 理事会が RLC の構成を認める前に RLC の運営基準が前もって SOI によって認められていなければならない。(RLC 運営上の手続き)これらの RLC の運営手続きには、委員の人数や選出方法、また、RLC の会議の計画や開催の基準を定める。

4.07(C)

目的

それぞれ承認された RLC は、スポーツに関する事項や技術的援助、募金、行政との関係、また、プログラムの管理などを本項(e)にあげた事柄を含む認定プログラムに影響をおよぼすすべての方針についての発行物に関し、それぞれのリージョンやサブリージョンのすべての認定プログラムを代表して SOI にアドバイスする。もし、RLC をサブリージョンに置くことが認可されれば、そのサブリージョンの RLC は、そのリージョンの RLC と共に SOI へのコミュニケーションを図ることができる。

4.07(D)

構成

RLC の委員は、RLC のリージョンやサブリージョンの認定プログラムにより、その RLC の運営手続きや次の(f)に示す基準に従い選ぶ。RLC は、運営手続きを通して、当該リージョン内のマネージングディレクターを RLC の ex officio メンバー(職責上の委員)または、共同議長として任命することができ、運営手続きに従って議決権を持たない ex officio メンバーを含めることができる。それぞれの RLC は、少なくとも 1 名のアスリートをメンバーに含めなければならない。

4.07(E)

責任の範囲

各 RLC は次の事項につき責任を持つ。

- (1) リージョンの競技会や会議、リージョンの認定プログラム理事会、リージョンの戦略的成長計画、トレーニングセミナーなどのようなリージョン単位のイベントの長期計画の策定
- (2) SOI にリージョナル大会の日時や場所についての提案、及び、リージョン内の認定プログラムによるリージョナル大会主催の申し出についての見直しや推薦を行うこと
- (3) SOI にリージョナルトーナメントの日時や場所についての提案、及び、リージョンの認定プログラムからトーナメント主催の申し出についての見直しや推薦を行うこと
- (4) SOI と協力してリージョナル会議の計画と指導を行うこと
- (5) SOI のリージョン事務所に活動の優先事項、スペシャルオリンピックス運動の拡大方法のアドバイスを行うこと。その中には、公式競技展開についての提案、資金活動や行政との関係や連絡の主導、リージョン内のトレーニングの必要性などを含む

4.07(F)

委員の選考基準

RLC の委員は、次の基準で選ぶ。

- (1) 認定プログラムのエグゼクティブ/プログラムディレクター又は理事、北米リーダーシップカウンシルのメンバーシップの場合は、カナダ地区プログラムの理事会/プログラム委員会メンバー
- (2) スペシャルオリンピックス運動の広い知識と貴重な経験を持っていること
- (3) RLC の役割と任務を承知していること
- (4) スペシャルオリンピックス運動の使命や設立理念についての効果的な代弁者であること
- (5) RLC の行う会議や協議の招集に規則正しく出席や参加できること

セクション4.08

サブリージョナルリーダーシップカウンシル

SOI は、RLC との協議の上、RLC の構成、委員や運営について前項 4.07と同様にサブリージョン内で活動するために1つ以上のサブリージョナルリーダーシップカウンシルを承認する。

セクション4.09

スポーツルール諮問委員会

4.09(A)

目的

スポーツルール諮問委員会の目的は、SOI スポーツルールの再審理を行い、認定プログラムから提出された SOI スポーツルールの改定について SOI に提案することである。

4.09(B)

構成

スポーツルール諮問委員会は競技の専門家やコーチ、ファミリー、アスリート、役員、認定プログラムのエグゼクティブ/プログラムディレクター、SOI 理事会理事で構成する。委員会の委員は広く世界中の認定プログラムと国から選出する。スポーツルール諮問委員会の委員数は、SOI 理事会で決定する。

4. 09(C)

委員の選出と任期

SOI はスポーツルール諮問委員会の全委員を任命する。この任命は SOICEO かその CEO が指名した人により行う。この任命に当たり、SOI は認定プログラムかスペシャルオリンピックスに関わる人からの推薦を参考にする。それぞれのスポーツルール諮問委員会委員の任期は、4年間とする。SOICEO は4年の任期を終了できないか任期までの務めを望まない委員の代わりを指名する。

4. 09(D)

小委員会

スポーツルール諮問委員会は特定の公式競技と準公式競技の規則を検討するための常任の小委員会を作る。それぞれの公式競技、準公式競技につき1つの小委員会を置く。SOICEO の決定がない限り、それぞれの競技別小委員会委員の任期は 4 年間とする。諮問委員会の委員を含む認定プログラムや他のスペシャルオリンピックスの関係者はいつでも競技別小委員会委員を指名できる。これはすべての小委員会が資格のあるさまざまな委員で構成することを保証するためである。

4. 09(E)

SOI スポーツルールの必要事項

SOI スポーツルールにはスポーツルール諮問委員会と小委員会の規定を含む。委員会の職務上の任務、競技別小委員会の任務、SOI スポーツルールの採用、改定の手続き、また、SOI スポーツルールの改正案を審議し、採用するためのスケジュールなどの事項などがこれに当たる。スポーツルール諮問委員会はこれらの事項の指導に際し、SOI スポーツルール付則に従う。

セクション4. 10

ゼネラルルール諮問委員会

4. 10(A)

目的

ゼネラルルール諮問委員会(GRAC)の目的は、随時 SOICEO の要請によりゼネラルルールを審議することである。

4. 10(B)

構成と委員の選出

GRAC はエグゼクティブ/プログラムディレクター、理事会理事、アスリート、ファミリー、コーチなどスペシャルオリンピックス運動に積極的に活動している委員から選ぶ。GRAC 委員は世界各国からバランスよく選んだ代表者を含むものとする。GRAC の委員は SOICEO により任命、解任される。任期はメンバーの就任時に CEO が定める。

4. 10(C)

運営上の手続き

GRAC は形式にとらわれずに運営する。会議を計画し、実施するため、認定プログラムや他のスペシャルオリンピックスの関係者のゼネラルルール改定案を審理するため、また、GRAC の権限についての事項に関して SOI に答申を提出するため GRAC が使うすべての手続きは、SOI の現在の活動を是認することにもとづいている。

セクション4. 11 医療諮問委員会 (MAC)

4. 11(A)

目的

医療諮問委員会の目的は、アスリート、コーチ、ボランティア、役員その他のスペシャルオリンピックス関係者の健康や安全を侵すあらゆる事項について、SOICEO、SOI 理事会、他の諮問委員会などの要請により自ら進んで対応することである。

4. 11(B)

構成

MAC は知的障害にくわしい専門家、衛生専門家、スポーツ医学などの医療関係者で構成する。MAC は各地に展開するために世界各地からの代表で構成し、SOI のヘルスプログラムの責任者を含むものとする。

4. 11(C)

委員

MAC の委員は SOICEO が任命し、任期は4年間とする。SOICEO は何らかの理由で 4 年間委員を続けられない委員の交替を審議する。

4. 11(D)

運営上の手続き

MACは必要な事項を、形式にとらわれない方法で処理する。しかし、少なくとも2年に1回はMAC委員の会合を開催する。会議の計画、実施の手続きはすべてMACが執り行う。また、MACの権限内の事項についてSOIへの答申は、SOIの現在の活動を是認することにもとづいている。

セクション4. 12

トーチラン委員会(Torch Run Executive Council)

4. 12(A)

目的と構成

トーチラン委員会は、認定プログラムのトーチランボランティアに対し、世界共通の基準にもとづくトーチランイベントの計画、調整などについて促進や支援、技術的指導を行うこと、また、トーチラン活動の展開を容易にし、新しいトーチラン活動やイベントを展開することを目的としてSOIより権限を与えられ、国際警察長協会(IACP)がこれを支援している。トーチラン委員会の規模と構成は、トーチラン委員会と協議の上、SOICEOが承認する。トーチラン委員会にはトーチランイベントや活動に援助、参加しているIACP(Law Enforcement Torch Run®の創設機関)などの機関や組織、同様な認定プログラムの代表者も入れ、下の(b)に記した運営上の手続き及び基準に従い選出する。

4. 12(B)

運営上の手続き及び基準

トーチラン委員会の運営上の手続き及び手順は、ゼネラルルールの定めに従い、事前に文書でSOIの承認を得なければならない。運営上の手続きには認定プログラムや法を執行する組織を選ぶ基準、小委員会の設立と運営、トーチランプログラムやイベントについてSOIへの推薦や提案を作成することも定める。

セクション4. 13

その他の諮問委員会

SOIは定期的に他の諮問委員会(他のリーダーシップカOUNシルを含むが限定はしない)の設置を承認する。もし、それがスペシャルオリンピックにとり有益であれば、ゼネラルルールの定めにより設置した諮問委員会に加えるか、それに代わる委員会の設置も承認する。SOIがその他の諮問委員会の設置を承認したとき、SOIはセクション4.07により新しい諮問委員会の運営上の手続き及び基準を定める。

セクション4. 14

リージョナル大会と世界大会

リージョナル大会と世界大会の開催は、SOIのみにその権限がある。リージョナル大会の決定について、SOIはリージョナル大会開催地のRLCの提案を考慮する。リージョナル大会開催を予定するGOCからの提案の審査と承認は、SOIのみが行う。また、SOIは企画立案、資金調達、開催しようとしているリージョナル大会、世界大会のすべての要件を決定する。

セクション4. 15

トーナメントとデモンストレーション

SOIのみがGOCや認定プログラムがスペシャルオリンピックのアスリートが参加する、広域国際地域、リージョナル及び国際規模でのトーナメントやデモンストレーションの開催を許可する権限がある。SOIがGOCや認定プログラム(あるいは認定プログラムのグループ)のトーナメントやデモンストレーションの開催を認めるとき、SOIはその合意条件を文書で通知する。

セクション4. 16

認定プログラムの活動の承認

すべての認定プログラムとそのもとで行うすべての活動と運営は、その時点でSOIの同意を必要とする。SOIは第5条で定めるプログラム認定の手続きと方針を通し、現在の活動を是認する権利を持つ。しかし、SOIは通常のスケジュールや認定の承認や更新以外で、特別なケースについても認定の権限を持つ。それは、このゼネラルルールのもとで認定プログラムが必要とする色々な許可の申請に対処するためであり、また、特に、このゼネラルルールでは述べていないがセクション9.02と9.03で定めるスペシャルオリンピックに対するSOIの権限全体に関わる事項に対処するためである。

セクション4. 17 放送、放映について

4. 17(A)

SOI の権限

SOI はすべての大会に関する著作権や知的所有権を唯一独占的に所有する。すなわち、SOI はスペシャルオリンピックの世界及びリージョナル大会と開会式、閉会式などのイベントのフィルム、レコード、放送(映)、(生放送及び録画)音声、映像、デジタルシグナル(以上「大会記録」)の認可権を持つ。また、SOI はSOI のために作曲家や演奏家はその著作権を SOI に譲渡した様々な音楽(SOI 音楽)の著作権を所有する。

4. 17(B)

認定プログラム及び GOC への影響

認定プログラムと GOC は、どのような団体(プロデューサー、ディレクター、ラジオ放送、無線、有線テレビ放送、ラジオテレビのネットワーク、インターネットプロバイダー等例外なく)に対しても、事前に文書による同意がなければ、撮影、記録、放送、世界及びリージョナル大会の記録、SOI 音楽の放送を許可し、許可を主張してはならない。また、事前に文書による同意がなければ、出版、展示、大会の記録、SOI 音楽をコンピューター、デジタル、アナログのモデムシグナル、ファイバーオプティックシグナル、インターネットサイト、ワールドワイドウェブ(以下「WWW」)、ネットワーク、その他オンライン、オフライン、ダウンロードなどで流してはならない。

4. 17(C)

録音の記録

認定プログラムと GOC は、どのような団体に対しても、事前に文書による同意がなければ、いかなる音楽や音声の録音を作成したり販売したりすることはできない。それには、CD、レコード、テープ、インターネット、デジタルビデオディスク、いかなる電子媒体、今あるもの、将来的に作成するものについても、スペシャルオリンピックの活動、認定プログラム、GOC の利益のために無制限に守られる。

セクション4. 18

SO マークの登録と保護

4. 18(A)

SOI の責任

SOI は SO マークの所有者として SO マークの所有権やそれに関連する価値や評価を利用する権利を登録、保護し、それを強化することの独占的な責任を持つ。すなわち、SOI は適法で法により認められている組織として、すべての登録商標、サービスマーク、著作権、その他記録の権利を登録する一元的な責任を持つ。そして、SO マーク、その他のスペシャルオリンピックに関する知的所有権の悪用、侵害、誤用を行なった第三者と団体に対し告訴、起訴の一元的な責任を負う。

4. 18(B)

プログラムへの影響

プログラム、その地区組織、リージョンやサブリージョンの RLC、IAC、あるいは、認定プログラムやリージョン、SOI の委員会やゼネラルルールを認める委員会などは、スペシャルオリンピックに関連するか関係して使用する SOI が所有する SO マークや著作権を登録することはできない。また、どの NGO、地方自治体も、記録、カタログ製作、トレードマークの使用、著作権に責任を持つ複数国や国際裁定委員会でも、SOI の文書による事前同意がなければそれらを登録することはできない。さらに、プログラムと地区組織、リージョンやサブリージョン、そして、これまでにこのゼネラルルールに出ているどんな委員会も SO マークやスペシャルオリンピックに関する知的所有権が、悪用、侵害、誤用されたことのクレームについて SOI の文書による事前同意がなければ、告訴、起訴できない。しかし、SOI は特定の認定プログラムが SOI の名称を使用し、SOI の代理として活動し、登録の継続の許可を要請したとき、それがアメリカ国外で SO マークやスペシャルオリンピックに関する知的所有権を保護する特別な場合には、許可することでより効果があり得策であると判断したときそれを考慮する。

セクション4. 19

公用語

SOI とすべての GOC、認定プログラム相互で行う連絡手段は英語とする。(公用ビジネス語)認定プログラムはその活動についてスペシャルオリンピックに関する資料、印刷物(プログラム資料)を配布するにあたり、その認定プログラムの国で主に使用する言語に翻訳する責任を持つ。それにより一般の人たちの教育が容易になり、スペシャルオリンピックへ参加するアスリートを増やすことができる。しかし、SOI はその翻訳について調査したり、認定プログラムのプログラム資料の一部、あるいは、全部を SOI に英語で提出させる権利を保持する。それにより、

SOI はそのプログラム資料が SOI の発行した英語版の資料と同じ形式であるかどうか確認することができる。もし、統一基準やプログラム資料の英語以外の翻訳と英語版の間に矛盾が生じた場合は、英語版が優先する。

第5条 認定プログラムの統括と運営

セクション5.01

組織上の要件

5.01(A)

一般事項

SOI は第5条に基づきそれぞれの認定プログラムが認定基準を維持し、充分で適切な体制と組織を維持し、ゼネラルルールと統一基準などに定める認定の義務や要請に応えることができる状態であると判断している。

5.01(B)

プログラム

SOI による承認がない限り、各プログラムはその関連法に沿って独立した非営利団体として組織されなければならない。所管の法律で認められており、プログラムは、

- (1) 理事会が管理、運営する分離独立した非営利団体でなければならない。
- (2) 認定プログラムを所管する法律によってできる限り税金の免除がなされること。SOI は各認定プログラムを認定、更新認定するとき、その組織の形式や種類を特定の認定プログラムの所管法、認定プログラムを新たに設立、運営する時その所管国の行政が果たす役割、認定プログラムの特別な要望等を考慮に入れる。

5.01(C)

サブプログラム(地区組織)

1) プログラム内の地区組織

プログラムから活動が認証された地区組織は、個別に法人化もしくはナショナルプログラムとは別の明確な法的身分、または独自性を有するその他の団体として SOI の承認なしに組織してはならない。それぞれの地区組織は、認定権を持つプログラムが、それぞれの地区組織の資産と運営全般にわたる十分な管理を確保するために、地区組織はその支部として運営されなければならない。

5.01(D)

未認可支部団体設立の禁止

米国プログラムは SOI の文書による事前承認なしで、個別に支部、認可団体、支援団体(この用語は米国歳入法で定義)、任意団体、その他いかなる形式の支部、団体であっても法人化し、別団体として組織してはならない。同様に、プログラムも、支部団体、認可団体、財団、任意団体、また機能的に米国内歳入法の「支援団体」に相当する、プログラムの所管国の法律にもとづいた団体、その他いかなる型の団体も、SOI の文書による事前承認なく法人化したり独立した団体を創ることは出来ない。

セクション5.02

管理機関

5.02(A)

管理の権限

各認定プログラムの業務は、その理事会が管理し、理事会は認定プログラム運営の法律上最終的な責任を負い、SOI に対しても最終的な責任を負わなければならない。SOI はその決裁権にもとづき認定プログラムの認定、または更新の際に、プログラムの発展状況に応じ、適用法令により認められる範囲において、個々の認定プログラムに個別の管理機構を承認する。認定プログラムの業務を政府機関や競技連盟が運営する場合、SOI は、通常、認定プログラムが認定を受け維持する条件として、その政府機関または競技連盟が、認定プログラムの権限の範囲内で、スペシャルオリンピックスプログラムの運営に特に焦点を置いた執行委員会を設立しなければならない。

5.02(B)

理事会の責任と義務

認定プログラムの理事会は、その規約やその他の文書に従い、業務運行の監督責任を負う。理事会は規約や法律が認める委任であれば、特定の権限や一定の役割と義務を委員会や小委員会、役職員に委任することができる。ただし、各認定プログラムの理事会は、SOI に対し、その認定プログラムがゼネラルルールと統一基準などの条件のすべてに従う最終的な責任と報告義務を負う。(その責任と報告義務が、SOI と認定プログラム間の連絡がゼネラルルールと統一基準などに従い通常、理事会よりもエグゼクティブ/プログラムディレクター間でなされるという事実があるからといって軽くなることはない。)

5.02(C)

理事会の構成

認定プログラムの理事会は、責任あるプログラム管理と意志決定ができる規模とし、理事にはスペシャルオリンピックスや知的障害のある人たちについての経歴や経験を持つ人、この運動の展開に積極的ないろいろな地区、職業の人を入れる。各認定プログラムの理事会は、認定基準に定める型と理事の人数を確保する。この条件の一部として、すべての認定プログラムの理事会には、スポーツの専門家と知的障害についての専門家を各1名入れる。理事会には、理事会の組織内において、さらに、訓練を受けたアスリート少なくとも1名とアスリートに近い関係のファミリー少なくとも1名を入れることとし、任期はSOIの定めによるものとする。

5.02(D)

理事会の理事の交替

各認定プログラムの規約、その他の文書で1人の委員の任期は、所管国の法律の定めに従い、理事会の理事が周期的に交替するよう義務付ける。所管国の法律に任期が明記されていない場合、各認定プログラムの規約やその他の文書に従い、その理事会の各理事の任期は連続9年を限度とする。(所管国の法律が上記と異なる制限を設けているとき、認定プログラムはその法律の定める任期を採用し、その法律に従う旨をSOIに申請すれば、認定プログラムは本項(d)の理事に関する条件を満たしたものとみなす)認定プログラムは、認定の取得と更新条件として、必要な改定条項を採用するか、改定の手続き中であることを、SOIが納得する文書で申請しなければならない。認定プログラムが役員交代の条件の手続きをとるまでは、当該プログラムの認定期間は1年を超えてはならない。認定プログラムは、模範的な活動をした委員に対し規定の最長連続任期の9年を超えて委員留任を依頼することが出来る。例外を申請するために、認定プログラムは書面(推薦される委員の詳細とその委員の理事会および委員会における活動、任期延長を推薦する理由、希望する任期を明記したもの。ただし、任期は連続して18年を越えることはできない)をその地域のSOIマネージングディレクターに提出し、さらにその書面は、書面を受領したマネージングディレクターの推薦を添えてSOICEOへ提出しなければならない。SOICEOは申請を検討し、許諾されると判断した場合はその旨をIACへ報告し、IACが当該認定プログラムとSOICEOへ最終決定を通達する。IACとSOIは、前述過程の実行に適すとみなし、ガイドラインと基準を適用することができる。この例外は、理事会および委員会メンバーの20パーセントを超えて適用することはできない。

5.02(E)

エグゼクティブ/プログラムディレクターとスポーツディレクターへの権限委任

各認定プログラムの日常業務は、理事会が任命する適格なエグゼクティブ/プログラムディレクターが管理する。このエグゼクティブ/プログラムディレクターはゼネラルルールと統一基準などに従い、認定プログラムの日常業務を管理する権限を持ち、責任を負う。エグゼクティブ/プログラムディレクターはその理事会の管理監督下におかれ、認定基準の条件を満たさなければならない。エグゼクティブ/プログラムディレクターは非常勤、常勤のいずれかであるが、理事長を兼務することはできない。認定プログラムにおけるスポーツプログラム運営は、スポーツディレクターに委任され、スポーツディレクターは認定プログラムを監督する。スポーツディレクターは、非常勤または常勤、ボランティアまたは有給であるが、理事長、エグゼクティブ/プログラムディレクターを兼務することはできない。SOIは認定プログラムがエグゼクティブ/プログラムディレクターとスポーツディレクターを選出するに際し、その地位に合う資格についての情報を提供し、知っていれば、適任と思う候補者の情報を与えプログラムを支援する。

5.02(F)

規約等

各認定プログラムはそれぞれの法人の規約、規定、そのプログラムの法的権限と運営上の手続きを定めたその他の管理、組織上の文書(「規約など」)に従いその業務を行う。SOIは各認定プログラムの規約等を第6条の認定過程の一部として承認する。認定プログラムの規約などは、SOIから承認を受けた後はSOIの承諾なしにそれを変更することはできない。

5.02(G)

特例事項に対する対応

SOIは認定取得、更新申請中の認定プログラムに対し、SOIの権限にもとづき、その組織、管理、規約等に対して柔軟に対応し、その認定プログラムがセクション5.02に定める一定の条件を満たしていないときもそれを容認することができる。ただし、その認定プログラムの直面している状態からこれらの対応が適切であるとSOIが判断した場合、あるいは、SOIがその認定プログラムに提示した組織と管理に関する合意がそのプログラムの認定基準とゼネラルルールに従い、SOIに対する義務を果たすことができると確認を得た場合に限る。その義務については、プログラム認定許可証で明示する。

セクション5. 03

認定プログラムが使用する名称

認定や認定更新のとき、SOI が別に承認していない限り、各認定プログラムおよび設立準備委員会は独自の法律上、業務上の名称の前に「スペシャルオリンピックス」の名称を付け、その規約やプログラム文書(セクション 4.19)にはすべてその名称を入れなければならない。認定プログラムおよび設立準備委員会名の他の部分は、所属する国名、州名または、その所管範囲を定める地域、地区を表す名称のみとし、その名称は、「スペシャルオリンピックス」の直ぐ後に続ける。例えば、アイルランドの認定プログラムは、「スペシャルオリンピックスアイルランド」とし、アメリカ合衆国マサチューセッツ州の米国プログラムは、「スペシャルオリンピックスマサチューセッツ」とする。SOI の事前の同意なくこれ以外の語句を認定プログラムまたは設立準備委員会の名称に用いてはならない。認定プログラムまたは設立準備委員会によるオフィシャルクレジットライン(セクション5.07)の使用目的、「スペシャルオリンピックス」の名称とその他の SO マークの使用方法は、

- (i) 設立準備委員会は、SOI の「認証」プログラムと称し、SOI の「認定」プログラムとすることはできない
- (ii) 認定プログラムは、SOI の「認定」プログラムとする。

認定プログラムおよび設立準備委員会は SO ロゴとその他の SO マークの使用についてセクション 5.07 の条件を遵守する。

セクション5. 04

認定プログラムの権限の制約

5. 04(A)

一般事項

すべての認定プログラムは、その権限(第6条により提供されている認定手順を通して定義される)のおよばない地域で、いかなる業務、いかなる種類の活動も行ってはならない。

5. 04(B)

招待大会参加に対する例外

前項 (A)で定める一般事項にかかわらず、認定プログラムは招待大会を開催し、別の認定プログラムに参加を要請し、また、他の認定プログラム、GOC、SOI などが開催する招待大会、複数プログラムの大会、リージョナル大会、世界大会の招待を受け、第3条で定める範囲で代表を派遣することができる。

セクション5. 05

トレーニングと競技会の一般条件

認定プログラムはトレーニングと競技会の管理について、第3条の定めに従う。また、トレーニング、トーナメント、大会等については、その他の統一基準に従う。その認定プログラムに該当するすべての必要な手順を踏まなければならないが、アスリートの登録、ボランティアの活用については、その限りではない。

セクション5. 06

プログラムの範囲: 発展義務

5. 06(A)

プログラムに求められる範囲

各認定プログラムは所管内においてトレーニングや競技会を提供し、同様にスポーツ、健康、支持活動において、アスリートやその家族及びコミュニティに対する SO の支援の基礎を形成する、現在実施中の取り組み及び今後新たに作り出される取り組みを含め、その他の SO プログラムの取り組みを行う。

認定プログラムが提供するトレーニング活動や競技会に参加する SO アスリートの増加を SOI の目標としている。各認定プログラムは、拡大に関する進捗状況を定期的に SOI へ報告するものとする。SOI と連携して、各認定プログラムは、新規アスリート数など、特定の拡大目標を設定し、いかにその目標を達成するか計画しなければならない。

5. 06(B)

発展測定法

認定プログラムの活動に参加するアスリートの人数を SOI に報告する際、各認定プログラムは SOI が定めた所定の方法により報告する。もし、ある特定のプログラムが所定の方法に当てはまらないとき、セクション 2.06 の定めに従う。さらに、スペシャルオリンピックスに参加する資格のある総人数を SOI に報告するために各認定プログラムが使用するデータは、SOI の審査と承認を受ける。

セクション5. 07

スペシャルオリンピックスの名称とその他の SO マークの使用

各認定プログラムは「スペシャルオリンピックス」の名称をプログラム名の一部として使用したり、SO ロゴや SOI が

その認定プログラムに許可した SO マークを使う場合、ゼネラルルールと統一基準などに従う。その認定プログラムの活動として第三者に SO マークの使用を許可する場合、認定プログラムはゼネラルルールと統一基準などの定めに従う。上記に該当しない場合、認定プログラムは「スペシャルオリンピックス」の名称や SO ロゴ、その他の SO マークについて次の事項に従う。

5. 07(A)

SO ロゴの使用

SO ロゴは、必ず、SO ロゴとその認定プログラムの名称を付けるか、並べて表示して使用する。SO ロゴをプログラム名の前か後に付けるとき、グラフィックススタンダードガイドに定める方法で SO ロゴと認定プログラム名を付けるか並べる。SO ロゴを認定プログラム名と並べずに単独で使用、表示してはならない。また、地区組織や第三者に SO ロゴを単独で使用する許可をしてはならない。SO ロゴはそれぞれのプログラム名と一緒に使い、SOI が随時使用許可するその他のすべての SO マークは、グラフィックススタンダードガイド、ゼネラルルールと統一基準などに従い使用する。SOI の事前の同意なしで認定プログラムは、ロゴ、商標、サービスマーク、デザイン、バッジ、シール、記号などの使用はできない。

5. 07(B)

SOI の商標登録の認識

認定プログラムは SO ロゴやその他の SO マークが、登録商標か SOI のサービスマークであるかどうかを確かめなければならない。その SO マークが SOI の登録商標の場合、グラフィックススタンダードガイドで定める通り、常に、その SO マークと登録商標記号 ® を続けて表示する。該当の SO マークが登録商標か他の登録していない商標や法律上の SOI サービスマークの場合、グラフィックススタンダードガイドや認定プログラムに通知した文書の通り、認定プログラムは、常にその SO マークを法律上の商標記号(TM)か、もし適用できるならば一般法のサービスマーク記号(SM)と続けて表示する。

5. 07(C)

承認の条件

認定プログラムはスペシャルオリンピックスの名称や SO ロゴ、地区組織や第三者に使用を許可したその他の SO マークのデザイン、使用法、表示、複写の表現形式や内容を事前に文書で承認する。地区組織や第三者による使用や複写は、すべて、グラフィックススタンダードガイドと統一基準に従う。

5. 07(D)

SO ロゴの使用

各認定プログラムは名刺、ニュースリリース、レターヘッド、大会プログラム、年報、旗や垂れ幕、アスリートの名札、アスリートのユニフォーム、ポスター、パンフレット、スペシャルオリンピックスの参加者やスポンサー、一般に配布する情報や宣伝用の資料などすべての公式スペシャルオリンピックスの資料に名称と一緒に SO ロゴを使わなければならないが、文房具はその限りではない。

5. 07(E)

オフィシャルクレジットラインの使用

すべての認定プログラムが使用するオフィシャルクレジットラインは、次の通りとする。

Created by the Joseph P.Kennedy, Jr. Foundation

Authorized Accredited by Special Olympics, Inc.

(設立準備委員会の場合は、”Recognized by Special Olympics, Inc.”とする)

for the Benefit of Persons with Intellectual Disabilities

オフィシャルクレジットラインは文房具、パンフレット、年報、新聞発表、印刷物、認定プログラムで作成したウェブサイト、映画、スライド、ビデオに明確に表示する。認定プログラムの所管内の放送局が製作放送する番組には、できる限り、テレビジョンクレジットにオフィシャルクレジットラインを表示する。オフィシャルクレジットラインの変更については、グラフィックススタンダードガイドに定める。米国以外の認定プログラムがオフィシャルクレジットラインを使う場合、セクション 9.01 で認める通り「知的障害」(Intellectual Disability/Disabilities)に代え「知的障害」(Mental Handicap)を使うことができる。

5. 07(F)

その他の方針の遵守

認定プログラムはゼネラルルールと統一基準などに定めるその他の条件に従いすべての SO マークを使用しなければならない。セクション 5.08 に定める大会の宣伝文の表示には、セクション 5.09 のアルコール飲料やたばこ製品と SO マークやスペシャルオリンピックスプログラムを関係付けることを禁止する。

セクション5.08

大会における宣伝文の表示と国旗掲揚の禁止

5.08(A)

アスリートのユニフォームや競技者ナンバーについての宣伝広告

世界、リージョナル大会または複数プログラムの大会において、知的障害のある人たちが宣伝に利用されないようにアスリートが競技や大会の開会式、閉会式、または表彰式で着用するユニフォーム、ゼッケン、競技者番号を表示した物などに、宣伝用の名称や宣伝文をいれてはならない。大会の競技、開会式や閉会式でアスリート及びコーチが着用するユニフォームにメーカーが通常使用している宣伝用シンボルマークだけをつけることができる。本項における「通常使用している宣伝用シンボルマーク」とは次の意味に限定する。

- (1) シャツ、ジャケット、パンツ、ジャージ、スウェットシャツなどの大きめの衣類については、1着につきロゴ又は宣伝名は1個だけつけることができる。その場合名称やその文字が占める面積は6平方インチ(約39平方センチメートル)を超えない。(例:2"x3"又は5.08cmx7.62cm)
- (2) 帽子、靴下、手袋、ベルトなどの小物については、1アイテムに付ロゴや宣伝名は1個だけつけることができる。その場合、名称や文字が占める面積は、3平方インチ(約19.35平方センチメートル)を超えない。
- (3) 競技用シューズについてはロゴや宣伝名はメーカーが一般向けに販売しているシューズにつけているものを除き許可しない。

5.08(B)

アスリートの他の衣服やアクセサリに付ける宣伝用シンボルマーク

スペシャルオリンピックスアスリートが競技、開会式、閉会式の会場以外の大会開催地(トレーニングや練習用の場所)で、スポンサーの企業名や団体名が認識できるが、宣伝効果の無いデザインの入った衣類やトートバックのようなスポーツ用品でない物の着用を携帯、使用は許される。

5.08(C)

ボランティアによる宣伝広告の表示

ボランティアは大会や競技会に参加しているときに、スポンサーの企業や団体が認識でき目立つデザインの名前やロゴの入った衣類も小さければ着用することができる。ただし、表示面積は6平方インチか約39平方センチメートルを超えない。

5.08(D)

競技役員による宣伝文の表示

競技役員は大会、競技会やデモンストレーションの会場で開会式、閉会式、競技やデモンストレーションの審判を務めているときに、スポンサーの企業、団体の名称やロゴの入った服などの衣類や装身具などを着用、携帯、使用してはならない。ただし、本項にて許可されている通常の宣伝用シンボルマークは例外とする。他の場合や開会式や閉会式、競技、デモンストレーションの会場以外の大会開催地(トレーニング、練習などの)で、競技役員はセクション5.08(c)においてボランティアに許可されている物であれば、スポンサーの名前やロゴの入った衣類などを着用、携帯、使用できる。

5.08(E)

開会式における宣伝広告の掲示

すべての大会の開会式は、スペシャルオリンピックスの精神と設立理念に鑑み、厳粛かつ楽しい雰囲気の中でアスリートの能力、達成度、勇気を讃える場にしなければならない。SOIの方針のもと、全ての世界大会、リージョナル大会、プログラムゲームの開会式会場でも、スポンサー企業名、商品名や後援者名が認識できるすべての横断幕や看板を掲示することを禁止する。

認定プログラムは上記の横断幕、看板などがスペシャルオリンピックスの雰囲気を損わず、かつ、セクション5.08の定め反せず、品位を傷つけないものであれば、その掲示を認める。

5.08(F)

その他の競技会場における宣伝広告の掲示

SOI、GOC、認定プログラムは、競技会場、開会式会場、閉会式会場以外のイベント会場で、ゼネラルルールや統一基準などに従うものである限り、スポンサー企業の後援であることが認識できる横断幕や看板の掲示を認める。

5.08(G)

国旗掲揚の禁止

スペシャルオリンピックスは国籍、政治的信条を超越するという活動の原則に則り、いかなる世界大会、リージョナル大会または複数プログラムの大会においても、アスリート、コーチ、認定プログラムの公式代表団のアスリート、コーチ、その他のメンバーによる国旗の掲揚、国歌斉唱その他のパフォーマンスは認めない。ただし、大会組織委

員会は、開会式、閉会式、表彰式並びに競技会場において、世界大会またはリージョナル大会で競技を行っている国の国旗及び大会開催国の国旗を掲揚することができる。

5. 08(H)

フェイスペインティングの禁止

スペシャルオリンピックスのアスリート、コーチ及びボランティアは、競技、大会、開会式、閉会式の間、または表彰会場、祝勝会においてフェイスペインティングを行ってはならない。本禁止事項は、宣伝文および国旗のフェイスペインティングの禁止も含む。

5. 08(I)

道化師

スペシャルオリンピックス、大会組織委員会、または認定プログラムは、オリンピック村でのエンターテインメントイベントにおいて道化師の参加が制限され、競技、大会、開会式、閉会式の間、または表彰会場、祝勝会においてはその登場及び参加が禁止されていることを徹底する。

5. 08(J)

マスコット

スペシャルオリンピックス、大会組織委員会、または認定プログラムは、マスコットが競技及び大会の間、選手宣誓、国旗掲揚、及び開会式や閉会式の聖火台点灯など特定のイベントにおいて、品位を守るよう徹底する。マスコットは、アスリートの表彰の後で祝福する以外の目的で表彰式に参加することはできない。

セクション5. 09

アルコールとタバコについての方針

5. 09(A)

アルコール飲料とタバコ製品の使用について

いかなる認定プログラムも、スペシャルオリンピックスのトレーニング会場や競技会場内でのアルコールの飲用、タバコの喫煙を認めない。

5. 09(B)

アルコール飲料とタバコ製品へのスペシャルオリンピックスの名称、SO マーク併記の禁止

いかなる認定プログラムも「スペシャルオリンピックス」の名称、SO ロゴ、その他 SO マークを下記の企業や製品の名称、商標と併記して、あるいは関連付けて公の場に表示することを認めない。

- (1) すべてのタバコ製品、タバコ製造及び販売企業
- (2) すべてのアルコール飲料、アルコール飲料の製造及び販売企業

5. 09(C)

許可される事項

前項 5.09(b)の禁止事項は、認定プログラムによる次の行為や許可を妨げるものではない。

- (1) いかなる方法でも、認定プログラムが公表、支持、公認していない、いわゆる匿名による寄付金の授受。(税金の申告や公的機関の税務監査に必要な書類作成や、寄付金の出所を明示することはこの限りではない。)
- (2) タバコ製品やアルコール飲料の製造及び販売企業であっても、「スペシャルオリンピックス」の名称、SO ロゴ、その他の SO マークをタバコ、アルコール飲料以外の製品名に使用した宣伝をすること。
- (3) 「スペシャルオリンピックス」の名称、SO ロゴ、SO マークを、商品、商品名を表に出さずにアルコール飲料またはタバコの製造、販売会社の社名と共に表示すること。ただし、この場合、社名にアルコール飲料またはタバコのブランド名や一般的名称を併記しない。

5. 09(D)

SOI からの必要な指針の受け入れ

認定プログラムはタバコ製品や、アルコール飲料関連企業から寄付や後援を受けるにあたり、少しでも疑問があるとき、SOI の指導と許可を受けるために連絡を取るようになる。この件に関して、SOI は認定プログラムに対し最終決定権と拘束力を持つ。

セクション5. 10

規則遵守

各認定プログラムはスペシャルオリンピックスプログラムの活動と運営に当たり、次に示す事項に限らず、その活動に関するすべての法律、規則に従い、その権限の範囲内で活動するものとする。

- (a) NPO の社会的立場の認識にもとづく管理

- (b) 所得、給与所得税その他の納税義務と課税免除を受ける条件の整備
- (c) 収入と支出の報告
- (d) 資金調達活動（チャリティー活動と理念にあう販売促進活動を管理する法律、規則など）
- (e) 会計監査、公的機関への提出に必要な財務帳簿の作成とその他の会計報告書の作成
- (f) 情報の公開
- (g) 健康と安全
- (h) 職員の採用と解雇
- (i) 職員の採用と認定プログラムの活動に際しての差別の禁止と機会均等
- (j) ボランティア活用の手続きと方針の制定

セクション5. 11

ボランティア活動指針の遵守

SOIはベタービジネス局のような特定のチャリティモニターグループが米国で公にしているNPO活動と資金活動指針を遵守する（総称して「ボランティア活動指針」。）認定プログラムも同様に、NPOの倫理的で能率的な運営を監督し、展開していくため、米国以外で公布するボランティア活動指針をそれぞれの権限内で遵守する。SOIの方針は、すべてのスペシャルオリンピックスプログラムによる、責任能力のある運営管理、財務責任、公的責任、倫理的な募金活動を促進するため、米国内外の同様のボランティア活動指針を遵守する。ただし、これを守ることにより認定プログラムが統一基準を侵すときはこの限りではない。

セクション5. 12

第三者との契約

認定プログラムはその資金活動と認定プログラムに対して資金援助やサービスを提供するスポンサー企業、その他第三者と契約を締結する際、第7条に定める条項を遵守する。いかなる認定プログラムにおいても、第三者との間で、スペシャルオリンピックスの名称またはロゴを第三者が使用するライセンスを包含する契約を結ぶことはできず、認定プログラムの認可がSOIにより無効、拒否、保留された場合でも、第三者が認定プログラムやSOIから書面による通知を受け取った時点をもって、認定プログラム側に違約金等の支払い義務が生じないことを契約書に明示されない限り、認定プログラムの許可期限を越える契約を結ぶことはできない。

セクション5. 13

利害対立の回避

スペシャルオリンピックス運動の名誉と信頼性を守るため、SOIとすべての認定プログラムは、その理事会役員、エグゼクティブ/プログラムディレクター、執行役員、委員会委員、職員全員を含め、個人の金銭的利害、あるいは個人的関係のある企業の利害と、各人が所属するスペシャルオリンピックス組織との利害の対立を回避するよう十分に留意する。これにより、すべての認定プログラムは、スペシャルオリンピックスを社会的批判に追い込み、その名誉を損なう現実の利害対立を避けるだけでなく、利害対立に発展する恐れのある潜在的対立も避ける義務を負う。この要件を満たすため、潜在的対立のすべてについて、関係理事会に対し、全容を迅速に報告し、早期解決を図るものとする。万一、スペシャルオリンピックスの役員が、ある特定状況の潜在的利害対立の可能性に疑問を抱いた場合、本項に定めた潜在的対立の報告に従い、直ちにその真偽を明らかにしなければならない。

セクション5. 14

財務と保険

すべての認定プログラムは、第8条の資金、会計報告、認可料、保険についての要件を遵守する。

セクション5. 15

行動規範

SOIは、アスリートとコーチの行動規範を定め、これを採択した。さらに、SOIはスペシャルオリンピックス運動参加者の具体的活動内容の行動規範を定める権利を持つ。SOIはすべての認定プログラムに対して、この行動規範を書面により速やかに通知し、これにより認定プログラムの運営、方針、活動を変更しなければならないとき、必要な実施準備期間を与える。通知と実施準備期間経過後（期間はSOIが決定する）、各認定プログラムは認定の取得、あるいは維持の条件としてSOIが採択した行動規範を遵守し実践する義務を負う。

第6条 スペシャルオリンピックスプログラムの認定

セクション6. 01

認定の目的

SOI は、SO 運動の全世界での質の確保と拡大を実現するために SO プログラムを認定する。認定は、すべての認定プログラムが SO 使命の核心である重要要件や最低限の運営や財務の要件を満たしていることを確認する手法である。

セクション6. 02

権限

本条の定めにより認定プログラムの資格を認められた組織、または設立準備委員会の承認を受けた組織のみが次の事項を行うことができる。

スペシャルオリンピックスの組織、または、プログラムであることを外部にアピールすること

スペシャルオリンピックスの名のもとでの資金活動すること

プログラムの名称の一部として「スペシャルオリンピックス」の名称と、SOI が認定プログラムに使用許可を与えるすべての SO マークをそのプログラムや活動の実施において使用し、第三者に使用を許可すること

セクション6. 03

認定授与の権限

SOI のみが設立準備委員会や他のプログラムに対し、認定したり保留することができる。また、すでに認定しているプログラムに対しても、SOI のみが認定更新の保留や取消しをすることができる。SOI はまた、セクション 6.15、6.21 (d)に基づき、地区(サブ)組織を認定したり、保留や取消しができる。認定プログラムはセクション 6.22(d)で定める地区組織の認定の保留と取消しについての SOI の権限にもとづき、地区組織に新規や更新認定をする場合、本条の要件に従い決定する。

セクション6. 04

認定証書

SOI がプログラムを認定する場合、必ず、認定証書を発行する。SOI による認定は、ゼネラルルール の定めによりすべて文書で行う。

セクション6. 05

認定基準

SOI は、認定基準を随時設置、改訂しなければならない、プログラムが遵守し、目標達成を容易にできるように、SOI もまた容易に実証できるように簡素化すべきである。SOI は、SO 運動の発展や拡大を反映し、随時認定基準を改訂することができる。

セクション6. 06

認定基準の変更

SOI は随時認定基準を改訂することができる。改訂はゼネラルルール の改訂とはみなさない。SOI は認定基準を変更するとき、特別の場合を除き、認定プログラムに対して、少なくとも 6 ヶ月前に文書で通知する。これは、改訂により影響を受ける認定プログラムが、改訂された認定基準を満たすために必要な手順を踏むための期間である。ただし、スペシャルオリンピックスの利益を守るため、新認定基準を速やかに実行することが、SO にとって最良であると SOI が決定した特別な場合、SOI はすべての認定プログラムにその旨を通知し、影響を受ける認定プログラムが改定基準を満たさなければならない期限を明記する。

セクション6. 07

認定の時期と期間

6. 07(A)

事業年度

SOI は通常認定プログラムの認定を暦年に基づいて行う。認定プログラムは、6.07(d)に従い、暦年に基づいて地区組織に認定を与えることができる。認定は暦年のどの時点においても効力が発生するが、暦年末において期限切れとなる。

6.07(B)

認定期間

SOIは(認定の保留や停止に関する権限により)、1年またはその一部の期間から2年まで間の新規や更新の認定期間を定める。SOIは認定プログラムの認定期間を新規、更新認定証書に明記する。

6.07(C)

条件つき認定

SOIは、条件を満たす期限を含んだ条件に基づき認定を行う(条件付き認定)。認定プログラムが期限までに条件を満たさなかった場合、期限日の時点でSOIの承認がない限り、抗議の権利は行使されず、当該プログラムの認定は自動的に消滅する。

6.07(D)

地区組織の認定期間

プログラムが認定を失った場合、そのプログラムから認定を受けた地区組織のあらゆる認定は、SOIまたはSOIが任命する団体の権限に戻る。SOIは、新たなプログラムが認定され、認定されたプログラムに地区組織へ認定を与える権限が復帰するまで、あらゆる地区組織の認定の取消、更新、延長を行う権限を有する。

セクション6.08

新規認定と更新の申請

6.08(A)

申請書の記載事項

認定を申請するプログラムまたは設立準備委員会は、SOIの所定の書類(「認定申請書」)で申請をする。その際、認定証書の記載も含み申請する。認定申請書には、準備委員会の代表者または認定プログラムの理事長が署名する。SOIが認定を行う場合、準備委員会が提出する申請書は、準備委員会の設置認可の書類、認可を要請する組織関係の書類を添付する。認定プログラムが提出する書類には、SOIが最終的に審査、承認した後はその認定プログラムの組織に関する書類が未変更である旨の理事会の文書を添付しなければならない。

6.08(B)

時期

SOIに別の定めがない限り、認定更新を申請する各認定プログラムは、翌年1月1日に認定が有効となるために、現在の認定期限が終了する年のSOIが定める期限までに作成した認定申請書をSOIに提出する。期限を満たすことができない認定プログラムは、期限の30日前までにSOIに対して、書面で期限延長の要請を提出しなければならない。正当な理由に基づき、SOIが代替期限を設定する。

6.08(C)

申請書類の未提出

認定プログラムがセクション6.08に従い、認定申請書類を提出しなかった場合、認定プログラムの認定は、プログラムの現行認定期間の終了日またはセクション6.08(b)でSOIが認めた延長期間の終了日のいずれか遅い日に、事前にSOIが承認していない限り、抗議の権利はなく、自動的に消滅する。認定プログラムは、SOIからの認定期間が切れた旨の通知に対して抗議する権利を有しない。

セクション6.09

認定許可証申請

6.09(A)

要件

申請者は新規、更新とも各認定申請書にゼネラルルールを承知し、それに従う旨の文書を添付しなければならない。各申請者の認定申請書には理事会理事長が署名する。SOIは認定申請書に不備のあるときや署名のないときは認定や更新をしない。

6.09(B)

認定申請書の様式の変更

SOIは認定申請書を改定することができ、その場合、SOIはすべての変更箇所を、速やかに文書で各認定プログラムに通知する。SOIは例外的な場合を除き、変更箇所以外の認定申請の要件を満たしている認定プログラムに対して、認定プログラムの認定期間中に現行の認定期間内の構成、運営、プログラムの変更を要求しない。SOIは、通常、改定認定許可証申請書をSOIが定めた後の認定許可証申請の一部として改定申請書に署名のうえ提出を要求する。

セクション6. 10

SOIによる認定申請の審査

6. 10(A)

設立準備委員会による認定申請に対する審査

SOI は設立準備委員会認定申請について直ちに審査し、その是非を文書で申請者に伝える。SOI のこのような認定申請の判断は、最終決定であり再度申請することはできず、また計画された次回の認定のサイクルの事前、または期間内に判断される。ただし、申請が否認された設立準備委員会は、SOI の文書による事前承認があれば、まったく新規か追加の資料を後日再度 SOI に提出することができる。

6. 10(B)

認定承認

SOI は、セクション 6.07(c)に従い、随意に条件付の認定を与えることができる。SOI は 5.07(b)に従い特定期間内での認定、またはセクション 6.23 に従い適用免除する。

セクション6. 11

認定地域

SOI は各認定プログラムの地域管轄を決定する。通常、認定プログラムの担当地域は、地理的政治的地域で、国家、省、州、市など実際の地政学的な境界を反映する。国、州、市単位とする。SOI は認定を承認、更新の毎に各認定プログラムの所轄範囲を文書で明らかにする。それが適切な場合は地理的、SOI はたとえば、1つの国または1つの州に1つ以上の認定プログラムなど、地理的、政治的地域内に1つ以上の認定プログラムを認める権利を有する。この場合、SOI は所轄地域内の既存の認定プログラムの意見を考慮し、その所轄地域に新たな認定プログラムが加わった後、1つ以上のプログラムを統合したり、既存の認定プログラムを1つ以上の認定プログラムに分割する、あるいは、既存の1つ以上のプログラムを統合するなど、その運営を再編成するための一定の期間を与える。

セクション6. 12

認定プログラムの義務

各認定プログラムと各理事会は、認定申請と承認、認定証明書に署名することで、SOI をスペシャルオリンピックスについてのすべての法的最終権限を持つ機関として認め、さらに、認定条件、ゼネラルルールと統一基準などによる認定プログラムの業務遂行の全責任を持つ機関であることを承認したこととなる。

セクション6. 13

認定プログラムの権利

ゼネラルルールに従って、認定プログラムは、その認定期間中、次の権利を持つ。

6. 13(A)

SO マーク使用の許可

各認定プログラムは認定プログラムの名称と繋げて「スペシャルオリンピックス」の名称の使用許可、SO ロゴマーク、SOI がその都度指定するその他の SO マークの使用許可が与えられ、所管地域内での知的障害のある人たちのトレーニング、大会の企画、経済的支援、運営を行う。

6. 13(B)

スペシャルオリンピックスプログラムの権限

SOI は各認定プログラムが所管内で認定を受けた SO プログラムとして維持する権限を与える(認定プログラムがサブプログラムに与える管轄権を条件とする)。この権限は、各認定プログラムにその所管内で以下の権利と権限を与え、ゼネラルルールに従い行使される。

- (1) 認定プログラムの名称と SO マークの使用許可と、第三者の使用、複製の認可
- (2) SO のトレーニングと大会の企画、運営、主催など
- (3) アスリートリーダーシップの養成プログラムなど SOI の諸プログラムの実施
- (4) これらの目的達成のため、認定プログラムの名による資金活動
- (5) 所管内の特定地区におけるサブプログラム(地区組織)の設立と認定
- (6) 認定プログラムがラジオ、テレビ放送その他の関係機関に対し、その所管内の大会を撮影、録画する許可とその録音、録画(セクション 4.17(a))を認定プログラム所管内で放送する許可
- (7) スペシャルオリンピックスの各委員会委員の選出、職員の雇用、人事組織などの決定
- (8) スペシャルオリンピックスプログラムの展開と実施のために、SOI の公式刊行物や情報の送付を受け、スペシャ

ルオリンピックスの会議へ参加、SOI から経済的支援を受けるための適性などについて SOI から助言と指導を受けること

6. 13(C)

所管外でのプログラムの権利

認定プログラムは、ゼネラルルールに従い、その所管外において行使する権利及び権限が以下の通り与えられる。

- (1) 世界大会、リージョナル大会に代表(公式、非公式)派遣の出場枠を受ける資格
- (2) ゼネラルルールにより開催するリーダーシップカウンシルやその他の諮問委員会に代表者を参加させ、統一基準の展開に直接 関与し、意見具申の機会を持つ

セクション6. 14

認定プログラムの義務不履行に対する SOI の処分

ゼネラルルールと統一基準などに違反した場合、SOI は、認定プログラムまたは第三者に対して制裁を加えたり、SOI が適切と認める改善策を施す権限を有し、法律の範囲内で処分することができる。SOI がゼネラルルールと統一基準などを遵守させる権限には制限なく、認定プログラムの認可の一時停止、取消し、拒否すること、その他、ゼネラルルールで定める処分などがある。

セクション6. 15

処分の理由

6. 15(A)

処分の理由

(b)で定める事項を除き、SOI は認定プログラムがゼネラルルールと統一基準などの定めを遵守していないと判断したとき、SOI はセクション 6.20 で定める処分の一部またはその全部を課することができる。第6条に基づき自動的に無効あるいは期限切れとなった認定は、セクション 6.15 から 6.18 の項目に基づく処分や異議申し立ての対象から除かれる。

6. 15(B)

認定プログラム認定の取消しと拒否の理由

(1) SOI の本第6条に定める認定プログラムに対する処分の権限にもかかわらず、SOI は認定プログラムの認定を取り消し、またその認定を取り下げることができない。しかし、次の事項(「廃止の理由」)のうちいずれか1つ以上の事項に該当すると SOI が判断したときはこの限りでない

認定プログラムがゼネラルルール、当該認定プログラムの認定基準と認定許可証、統一基準などに反し、その重要な義務を果たせないとき

(2) 以下の状況が存在するとき ①スペシャルオリンピックス関係者の健康または安全を脅かす状況が存在するとき。②認定プログラムが何らかの非合法的行動に関わったとき。または、③認定プログラムが、認定プログラムや SOI 運動の財務上の高潔さと信頼を損なう恐れのあるとき。さらに、その危惧をすぐに除き、改められていないとき、それが SOI、アスリート、認定プログラムに現実に被害を引き起こす恐れがあるとき

(3) 認定プログラムがその認定基準を満たしていないとき

セクション6. 16

処分の手続き

6. 16(A)

処分警告通知

SOI が処分と認定取消し、または、そのいずれかを実施しようとするとき、SOI は当該認定プログラムにこれを通知する(処分警告通知)。この通知は当該認定プログラムの理事会理事長に送付し、写しをエグゼクティブ/プログラムディレクターに送付する。これには、認定プログラムは、通知を受けた日から 30 日以内に請求に対して回答し(プログラムによる回答)、回答できない場合は処分が課される。処分警告通知は、処分と認定の取消し、または、そのどちらかの理由と業務上の不備と不履行、統一基準の違反を要約し明示しなければならない。SOI は、認定プログラムに SOI が課す処分の内容を明示する。しかし、処分警告通知は、SOI が何らか認定取消しの理由があると判断認定の一時停止、拒否を検討している旨、または取消を検討している旨を具体的に伝えなければならない。

6. 16(B)

認定プログラムから返答のないとき

認定プログラムが、30 日以内に回答しなかったとき、SOI が提出した処分警告通知は、30 日の有効期限をもつ

て自動的に最終処分通知となる(最終処分通知)。もし、処分警告通知に処分を示さないのであれば、SOI は認定プログラムに決定した処分を明示した異議申し立ての出来ない最終処分通知を 30 日の回答期間内に提出しなければならない。認定プログラムが取消し理由を明示し、処分通知に対して回答しなかった場合、さらに SOI が当該認定プログラムに対しプログラム認定の一時停止、認定取消し、拒否を検討している旨を明示し、さらに認定プログラムの返答が 30 日の返答期間中に行われない場合、セクション 6.17 に従い、その処分警告通知は自動的に最終認定取消し通知となる。

6. 16(C)

プログラムからの回答の内容

SOI が提出する処分警告通知に対する回答は前項 セクション 6.16(a)およびで定めるように、SOI に 30 日以内に英文による文書で提出しなければならない。また、以下いずれかまたは両方について認定プログラムは明確な理由を説明しなければならない。

- (1) 申し立てられた処分または認定取消の理由を認めない
- (2) 処分と認定取消の理由を既に改め、排除しており、または近い将来、改め、排除できると考える。または、認定プログラムが証明するその他の理由で、最終的に SOI は処分すべきでないとする理由を回答の中に具体的に記さねばならない。認定プログラムが改善策を提案する場合は、その具体的な計画とそれに必要な推定日数を回答に記す。回答は申し立ての処分理由とそれが適切かどうかについて、または、違反の事実と処分申し立ての 両方に対し異議をとなえることができる。

6. 16(D)

SOI による回答の検討

プログラムからの回答を受けて SOI は 30 日以内に、その回答を検討し文書にて認定プログラム宛に返答する。回答を検討した結果

- (1) 処分の警告通知を撤回することができる。
- (2) また、SOI は認定プログラムが引き続き改善の手続きがとれるように、処分警告通知の最終決定を延長することができる。その場合、SOI は認定プログラムに改善に必要な方法とそれにかかる日数を文書で明確にする。
- (3) さらに、SOI は次の(e)処分最終通知、または、必要ならば下記セクション 6.16 (f)認定取消し最終通知を送付する。SOI は、自身の裁量により、認定プログラムが行うまたは提案する改善策の受理の可否を決定する。

6. 16(E)

処分最終通知

回答を検討した結果(できれば、前記 (d)に従い、SOI 公認の認定プログラムによる改定案を検討した結果)、SOI が引き続き処分の理由があると判断したとき、SOI は認定プログラム処分最終通知を送付する。処分最終通知は、認定プログラムの理事会に送付され、エグゼクティブ/プログラムディレクターあてに通知の写しを送付されなければならない。処分最終通知には SOI が課す処分の理由が明記されなければならない。処分最終通知はそれが発行されてから 30 日経過後効力を発する。もし、その期間内に効力を発しない場合、当該認定プログラムはセクション 6.16 に従い、SOI に対して処分最終通知の抗議書を提出することができる。

6. 16(F)

取消し最終通知

プログラムからの回答を検討し、当該リージョナルリーダーシップカウンシルから任命された、取消手続きと利害関係を持たない者と協議した結果(できれば、上記 セクション 6.16(d)に従い SOI 認定の認定プログラムによる改定案の検討の結果)、取消し理由がなおあると SOI が判断したとき、SOI は認定プログラム理事会と理事会 CEO に、認定取消し最終通知を送付する。さらに、認定の取消し理由または拒否理由を明記する。また、プログラムからの回答と、取消し警告通知に伴い認定プログラムが提出した改定案が、認定プログラム認定の維持、継続するのに十分でないと SOI が判断するとき、その理由を明記しなければならない。SOI の認定取消し最終通知は、その送付 30 日経過後その効力を発する。その期限内に当該認定プログラムは、セクション 6.17 に従い抗議文書を提出することができる。

セクション 6. 17

異議申し立ての手続き

処分最終通知と認定取消しの最終通知を受けた認定プログラムは、セクション 6.17 に定める手続きに従い SOI の決定に異議申し立てすることができる。

6. 17(A)

異議申し立て文書の提出

認定プログラムによる申し立て文書の提出は、処分や認定取消の手続き過程に行うことができる。(プログラムの異議申し立て)。SOI が処分最終通知または認定取消最終通知を発行するまで、プログラムの異議申し立てを行う

ことはできない。プログラムの異議申し立ては、認定プログラム理事会の多数決による承認の上、SOI へ英文文書により提出し、同時に、SOICEO と SOI 会長へも提出する。申し立ては処分や認定取消しの理由で述べる違反または他の要因に対し異議を唱えるもので、また、SOI の処分最終通知や認定取消し最終通知で述べる処分の妥当性に対し異議を唱えるものである。

6. 17(B)

アピール委員会の規模と構成

プログラムからの申し立ては、SOI 会長が任命する SOICEO、その他 4 人、計 5 人の委員からなる委員会（アピール委員会）で審議する。アピール委員会の構成は、SOI の会長（もしくは、会長が任命した人物）、SOI 理事会理事から 1 人、IAC または、広域指導者会議の現または元委員最低 1 人、スペシャルオリンピックス組織内、即ち、アスリートかその家族、または、コーチの中から少なくとも 1 人の代表により構成する。SOICEO は異議申し立てが提出されてから 10 日以内にアピール委員会の委員を任命し、速やかに当該認定プログラムに対しアピール委員会の各委員の身分を知らせなければならない。SOI はセクション 6.17 に従い、CEO の判断でアピール委員会を常任委員会とするか、また、プログラムからの申し立てを個別に審議するための特別委員会とするか決定できる。

6. 17(C)

アピール委員会による検討

申し立ては 5 人の委員で構成するアピール委員会の多数決で決定する。認定プログラムが申し立て文書の中であらかじめ要求しているとき、アピール委員会は当該認定プログラム理事会の申し立て文書を直接討議する機会を設けなければならない。その場合、会議に出席する代表者の旅費その他の経費は、認定プログラムが負担する。アピール委員会はその責任において、認定プログラムに対し申し立て文書の補助資料の提出、または、その決定に際して、アピール委員会の具体的な重要質問事項の回答を要求することができる。当該認定プログラムは抗議文書を審議するため、上の要請に協力しなければならない。

6. 17(D)

アピール委員会による決定

アピール委員会は SOI が抗議文書の受理後 60 日以内に、その決定を下さなければならない。しかし、SOI と当該認定プログラムの双方が、それ以上の時間が必要であると同意し、これを文書でアピール委員会に伝えた場合はこの限りでない。アピール委員会は決定理由を文書で伝え、その決定は SOICEO、当該認定プログラム理事会の双方に速やかに知らされなければならない。申し立て文書の検討の結果、アピール委員会が下した決定は、SOI に対するアピール委員会の正式勧告であり、SOI が取るべき最終的行動である。アピール委員会が申し立て文書を却下した場合、SOI が提出した処分最終通知、または、認定取消し最終通知が適用され、アピール委員会の決定から 10 日経過後その効力を発する。しかし、アピール委員会が申し立て文書に同意して従い、SOI に対しての処分最終通知または、認定取消し最終通知を撤回するよう、または、要求した処分を当該認定プログラムに課すことを控えるよう勧告した場合、SOICEO はアピール委員会の決定を受けてから 5 日以内に、アピール委員会の勧告に対する受諾または拒否を文書で伝える。SOI がアピール委員会の勧告を受諾した場合、処分または取消し最終通知は速やかに撤回され、それは認定プログラムに対し文書で通知する。しかし、SOI がアピール委員会の勧告を拒否した場合、SOI はその決定を速やかに当該認定プログラムに文書で通知する。それに従い、処分と認定取消しの最終通知（そのいずれであっても）は、SOI がアピール委員会の勧告拒否を文書で通知した日から 10 日経過後にその効力を発する。

セクション 6. 18

認定の緊急停止

SOI は本条の定めにかかわらず、認定の緊急停止を文書にて発行することができる。これは、SOI やある認定プログラムの、または、認定プログラムのスペシャルオリンピックス活動の直接的、実質的危険を避けるために、SOI が当然必要であると判断した場合である（緊急停止通知）。認定保留に対する緊急処置は、SOICEO、または、会長がこれを決定し、当該認定プログラムの理事、理事会が通知を受領した時点から有効である。緊急停止通知は、緊急停止決定の具体的な理由を併記する。当該認定プログラムが緊急停止通知を受領の際、認定プログラムは、セクション 6.19 に速やかに従う。緊急停止通知は、SOI がこれを撤回する、または、セクション 6.16 の記載のとおり、認定取消最終通知が発行されるまで効力を持つ。当該認定プログラムは、認定取消最終通知を受領後のみ、セクション 6.16 で述べる手続きに従い、緊急停止に対し異議を唱えることができる。SOI が認定プログラムに対する緊急停止通知を取り下げるまでの期間、認定プログラムは正式な認定を受けることはできない。

セクション 6. 19

認定停止／の処置

認定プログラムの認定が緊急認定取消しや停止、保留となったとき、または、さらに何らかの理由により、ゼネラルルールによって認定が拒否されたとき（個人、団体共「認定の停止」）SOI と認定プログラムは、次の項目を守らなければならない。

6. 19(A)

SO マーク許可権の停止

認定の停止が効力を発した時点で、「スペシャルオリンピックス」の名称、SO ロゴマーク、その他の SO マーク、さらに SOI が所有し、かつ、認定プログラムが使用許可権を持つすべての著作物、その他の知的所有権は、認定プログラムがそれを使用することは SOI の予告なく直ちに停止される。認定許可証に従って与えられた権限の停止は、プログラムがゼネラルルールで認めた認定プログラムの関係者に合法的、かつ明確な契約義務を遂行することを妨げない。

6. 19(B)

スペシャルオリンピックス活動と活動組織の終結

認定終了の効力が発した時点で、当該認定プログラムは直ちにすべての活動を取りやめ、スペシャルオリンピックス名の資金活動も差し控える。また、SOI が必要、適格と認めた活動運営のみをその監督、承認のもとで行う。

6. 19(C)

SOI との協力

認定プログラムの終了に際し、所管における新認定プログラムの認証が滞りなく運ぶように、各認定プログラムは SOI が求める手続きを速やかに行う。例えば、各認定プログラムが集めた資金一心のこもった寄付や個人的な資産、知的所有権や無形資産、その他、諸々の資産をスペシャルオリンピックス活動や新しい組織が使えるよう SOI の指導に従い手続きする。

6. 19(D)

SOI 選択権の行使

SOI は認定終了前後に必要なならば出頭の上ゼネラルルールと統一基準などにもとづく認定プログラムの義務が果たされているかどうかについての具体的な業務資料を提出させる権利を持つ。また、このことに関し、SOI は適用法により公正な適用を受ける権利を持つ。さらに、SOI はスペシャルオリンピックスの名称、マーク、著作権、SOI 所有の知的資産の使用を取り締まる権利を持ち、不正使用については適用法にもとづき必要な手段を講じる。SOI の認定プログラムの認定を一時停止、取消し、否認を行わないとする決定、または他の制裁措置を行う決定は、SOI が後日認定一時停止、取消、否認を行うまたは他の制裁措置を行うことを妨げるものではない。さらに、具体的な制裁措置を行わないとする行為を正当化できる状況下での SOI の決定は、SOI の権利を放棄するものではなく、SOI が適用法をもとに法的に公正な他の措置を行うことを放棄するものではない。

セクション 6. 20

SOI ができる制裁措置

6. 20(A)

制裁措置の検討と実行にあたっての SOI の権限

SOI が、処分の理由があると確定した場合、第 6 条に従い、認定プログラムに課す処分内容と期間を決定する。しかし、ゼネラルルールや適用法の範囲内で、SOI は幅広い自由裁量で処分内容を決めることができる。

SOI は次のことやこれに準じる事項を考慮に入れる。

- (1) プログラムの作為または不作為の程度と期間
- (2) その認定プログラムの今までの協力の度合い(または、協力の欠如)
- (3) アスリートの健康やその福祉が処分によりこうむる危険の度合い
処分により他の認定プログラムの法的利益を危うくしないか
- (4) 認定プログラムの手の届かない所でやむを得ない状況で処分の対象が発生したとき
- (5) 指摘された違反事項を改善するため、誠意のある努力が認定プログラムにより示されたとき
認定プログラムが運営継続すると同等の努力を処分に対し示したとき
- (6) 認定プログラムに将来起こりうる違反を阻止させるために強い態度を示す必要があるとき
- (7) 同様の違反が将来起こらないよう、すべての認定プログラムに強い態度で望む必要があるとき

6. 20(B)

SOI の行う処分の種類

SOI は、処分の理由があることを確定した場合、認定プログラムに次の処分の一部または全部を SOI の裁量の範囲内で課すことができる。但し、裁量の範囲は限定されるものではない。

- (1) 認定プログラムを一定期間保護観察下に置く。その間、認定プログラムに違反の改善を求め、以後の処分に従うよう求める。
- (2) 処分事項が改善、解消されるまで、または一定期間認定プログラムの資格を停止する。
- (3) 処分事項が改善、解消されるまで認定プログラムに SOI の提供資金を減額、削減する。
- (4) 認定プログラムの費用で認定プログラム運営に関する独自の総括会計監査を行う。

- (5) 当該認定プログラムにアスリート、家族、スポンサー、コーチなど認定プログラムの関係者で構成する「緊急委員会」を設置し、運営について検討する。そして処分事項が改善、解消するまで定期的に経過報告をする。
- (6) 当該認定プログラムでこの処分事項の責任者を解任し、統一基準などに従い、早急に経験豊かな適格者と交替させる。
- (7) 当該認定プログラムが将来起こすかもしれない違反を避けるため、SOI が適切で有効と認める他の認定プログラム主催のトレーニングへの参加を関係認定プログラムに求める。
- (8) 本条に従い該当認定プログラムの認定の拒否、取消しをする。
- 上記は、深刻度と優先度による順序ではない。

セクション6. 21 地区組織の認定

6. 21 (A) 認定プログラムの責任

認定プログラムは、管轄内で設定されるすべての認定組織に責任を持ち、それらの運営にあたり的確な管理と調整をする。認定を受けた全ての地区組織は、すべてゼネラルルールと統一基準などに従って構成、運営され、認定プログラムは自身の認定維持の条件を満たし、SOI に対しそれぞれの地区組織が統一基準を遵守していることへの直接の責任を負うものとする。

6. 21 (B)

認定基準とその手続き

もし、特別な事例として、別の方法で SOI に認定された地区組織であっても、認定プログラムの認定について本6条に定める基準や手続きをふみ、認定や再認定を受けることができる。ただしセクション 6.07(c)で定めるように、いかなる地区組織も認定プログラムの認定期間を越えて認定されることはできない。地区組織を設置している、または、設置を予定している認定プログラムは、SOI の認める認定申請書、認定許可証の手続きに従い、地区組織用として所定の認定申請書と認定証明書を作成する。

6. 21 (C)

地区組織の見直し

所管内に地区組織のある認定プログラムは、組織の運営、トレーニング、競技会やトーナメント、アスリート参加人数の増減、家族やボランティアの参画促進の努力、資金調達活動、財務運営の健全性、地域との交流や教育現場での取り組み、認定プログラムが地区組織の運営に必要な統一基準に従い違反していないかなど、その運営を審査するための効果的なシステムを確立する。

6. 21 (D)

認定の取消し、否認、一時停止

地区組織がセクション 6.15 の認定取消し基準に抵触するとき、管轄内で地区組織を認定した認定プログラムは地区組織の認定取消し、認定期間満了時に再認定の否認、または認定の保留の手続きを行う。認定プログラムは自身の認定維持の条件を満たし、すべてのスペシャルオリンピックスプログラムが管轄内において統一基準に従って運営されるために、その運営と管理を忠実に効果的に行うことを期待される。しかし、もし、SOI がある地区組織が否認基準に当てはまると判断したとき、認定プログラムの意向にかかわらず、SOI はゼネラルルールに規定されているとおり地区組織の認定の延期や取消しができる。地区組織認定の否認、取消し、延期の実施、手続きは、それを SOI が行うもの、地区組織を認定した認定プログラムが行うものいずれの場合も本条の定めに従う。

セクション6. 22

ゼネラルルールの適用免除

SOI はゼネラルルールで定める条項や認定基準に反する行為があっても、認定プログラムが文書で申し出て、SOI がその全面的な裁量により承認した後、ゼネラルルールに従うことを免除 (**適用免除**) することがある。適用免除を与えるのは次の場合である。

ゼネラルルールや認定基準などに従うことが認定プログラムの所管国の法律に違反する場合。

ゼネラルルールや認定基準などに従うことが各認定プログラムを何らかの困難な状態に陥れる場合。

正当な理由によりゼネラルルール、認定基準に従うことができないが、同様の条項の意志に従い、または、SOI が承認できる代替の方法で受諾することができる場合。SOI が発行する適用免除証書はすべて文書にし、SOI が定める期間のみ有効である。適用免除証書を取得するための本項の手続きは、本条に定める処分を回避するための手段として設けたものではない。また、ゼネラルルールや統一基準の条項の中から認定プログラムが応じない例外事項を探す手段として設けたものでもない。この手続きは、認定プログラムが特殊なケースに遭遇し、厳しいゼネラルルールや認定基準の適用が重荷になる場合、SOI が意図しない他の結果を生む場合、認定プログラムがその法律や統一基準かのどちらに従うかを選択しなければならない場合にのみ、SOI は特殊な例として適用する。

第7条 資金活動とその展開

セクション7.01

スペシャルオリンピックス内での資金活動

各認定プログラムは単独で運営上必要な資金を調達する義務がある。SOIはSOIのプログラムとその運営に必要な資金を調達し、スペシャルオリンピックスを世界中に広げ、認定プログラムの展開を支援する義務がある。SOIはスペシャルオリンピックス内で広範囲な資金活動を企画、運営する総合的な権限を持つ。これには、世界規模、広域国際地域や複数プログラムで運営する活動なども含んでいる(セクション7.02)。認定プログラムはゼネラルルールのSOIの総合的な権限を前提として、それぞれの所管内での資金活動すべてにかかわる権限を持つ。これについては本条で定める。

セクション7.02

SOIの総合的な権限

SOIは次の資金活動におけるすべての法的、総合的な権限を持つ。

7.02(A)

世界大会のスポンサー

SOIはスペシャルオリンピックス運動と世界及びリージョナル大会のために企業やその他の組織から援助を受ける、複数所管にわたる契約を締結する(企業スポンサー)ことができる。SOIは世界大会の企業スポンサーと契約の権限をGOCに与えることができる。その条件は世界大会についてのSOIとGOCとの契約書に定める。

7.02(B)

「スペシャルオリンピックス」名の使用許可

企業スポンサーやその他の団体は、次の条件を満たしているとき「スペシャルオリンピックス」名の使用契約を締結することができる。即ち、自社の製品やサービス(特定の製品を購入することでスペシャルオリンピックスに資金を提供することが公表されている製品)の販売、特別イベントの主催、その会社がスペシャルオリンピックス運動の支援をしていることを公表することなど。

7.02(C)

複数地域にわたる資金活動

企業スポンサー、関連製品販売事業、資金活動のための企画などすべての資金活動を企画する(ただし、この範囲に限らない)。これらの企画は次のような規模で実施される。

- (i) 世界規模である、
- (ii) 2以上の認定プログラムの広域で実施する国際規模、
- (iii) インターネットやWWWを経由して実施することなどを含む。

7.02(D)

広域国際スポンサーとリージョナル大会スポンサー

すべてのリージョナル大会、特定広域地域の企業スポンサー、2つ以上の認定プログラムの企業スポンサーを承認することを言う。これらの企業スポンサーの企画が大会の支援に関与するかどうかにはかかわらず、リージョナル大会、または複数プログラムの大会の場合、SOIはGOCに開催国や開催州が特定の企業スポンサーと契約の権限を与えることができる。この条件は大会に関するSOIとGOC、認定プログラムの主催者との契約書に定める。

7.02(E)

トーチランによる国際間資金活動

複数の認定プログラム、国際地域、国際的企業スポンサーにトーチランやそれを通して資金活動を企画する権限を与える。SOIはトーチラン実行委員会にトーチランの特別な資金活動イベントを認定プログラムの協力や関係警察署などと協力して、立案、企画する権限を与えることができる。

7.02(F)

寄付による資金調達

スペシャルオリンピックス運動のための寄付による資金調達を企画する。

7.02(G)

財団助成金など

NPOへ助成や金銭的支援をしている財団などの助成金や資金を調査する。セクション7.03(e)に従い各認定プ

ログラムも同様の活動を行う。

7. 02(H)

デジタルによる資金活動

スペシャルオリンピックスの名称で、またはそれを代表して行われる、全てのデジタルによる資金活動の基準を統一するため、SOIは全ての認定プログラムおよびGOCに対し、全ての認定プログラムが関与するデジタルによる資金活動の状況について指針を定める。デジタルによる資金活動には、インターネット、ソーシャルメディア、また、国際間、各州相互のコンピューターや通信技術で実施するスペシャルオリンピックス、SOI、認定プログラムのための資金活動が含まれる。メール、ウェブサイト、ソーシャルメディアチャンネル、テキストメッセージ、またはその他のオンライン通信またはデジタルメディアソース(総称して、「デジタルによる資金活動」)を通じ寄付を要請し受け取る。認定プログラムは、デジタルによる資金活動に関与してはならない。ただし、当該活動が本ゼネラルルール及び統一指針に従って行われている場合を除く。

7. 02(I)

アマチュア、プロスポーツ団体またはフランチャイズの資金活動

NBA、MLB、NHL、IHL、FIFA やプロゴルフ協会のようなアマチュアやプロのスポーツ団体が参加する資金活動や振興事業を企画、運営する。これらの団体が、1以上の認定プログラムの地域にチームを持つか、イベント開催のとき、企画した資金活動や事業が特定の地域に限定されるか複数プログラム、広域国際、国際間で実施されるかどうかにはかわからない。本項の定めにより各認定プログラムは、地域内のアマチュア、プロスポーツチーム、地域内のスポーツ団体から支援や金銭的援助を要請し、受け取ることは認められる。

7. 02(J)

その他の資金活動

本項にもとづくSOIの総合的権限に加え、SOIは他のすべての資金活動、特に、本項に掲げていない関連製品販売活動、企業スポンサーの企画、特別イベント、職場や給与天引き寄付などを実施する権限も持つ。ただし、認定プログラムも次項 7.03 にもとづきその地域内で資金活動ができるため、SOIの権限は、独占的なものではない。

セクション7. 03

認定プログラムの権限

認定プログラムは次の事項を遵守し資金活動をすることができる。

- (i) 資金活動に関するすべての活動、イベント、事業などを所管内で行うこと。
 - (ii) この活動は明確に認定プログラムの名称を表して行うこと。(例えば、スペシャルオリンピックスアルゼンチン)
 - (iii) この活動はセクション 7.06 に定めるスポンサーシップ承認条件などのゼネラルルールに従い実施すること。
- さらに、各認定プログラムは次に掲げる活動ができる。

7. 03(A)

企業スポンサー

認定プログラムが所管内に事業所、または本部をおく団体とスポンサー契約を結ぶこと。

7. 03(B)

製品の販売宣伝活動

認定プログラムの所轄管内の一般向けの製品やサービスの宣伝、販売活動が認定プログラムに貢献する広報活動を承認すること。

7. 03(C)

特別イベント

認定プログラムの所轄管内で特別イベントを行うときは、ゼネラルルールと統一基準などに従い企画、運営し、認定プログラムの資金活動に貢献することを目的とすること。即ち、イベントの入場券販売、イベント中の飲食物の販売は統一基準などに従う方法で行うこと。

7. 03(D)

ダイレクトメール活動

ダイレクトメール活動を行うときは社会的に認められ、経験豊かな団体に所管内のダイレクトメール、電話による寄付依頼の権限などを与える。(ただし、各認定プログラムが SOI と契約し、国内、国際地域内、国際間のダイレクトメール活動を SOI が専属的に行う場合を除く)

7.03(E)

財団の援助

財団の支援は、認定プログラムの地域内の財団に資金援助の要請をする。

7.03(F)

職場と給料天引き寄付

認定プログラム所管内の私企業や公的企業の雇用主による職場や給料天引き寄付活動に参加する。

7.03(G)

寄付口座

継続的な寄付受入れのため、限定して銀行口座「特別資金活動預金口座」を開設する。この口座の資金は、プログラム資金として認定プログラムが記録、管理し、寄付者が文書に記した要望に応じ、ゼネラルルールに従い使用する。

7.03(H)

認定プログラムの名称の使用

ゼネラルルールと統一基準などの要件を満たす認定団体に認定プログラムの名称の使用を許可することで資金を調達する。この団体の製品やサービスの販売、認定プログラムへの支援などを認めることで認定プログラムの名称が使用できる。

7.03(I)

SOIの許可

広域国際地区や複数地域にわたる資金活動は、SOIへ活動開始前3月以前に文書で申請する。

7.03(J)

地区組織の資金活動

地区組織でも資金活動ができるが、認定プログラムと同様本条に従う。認定プログラムはその責任で、セクション6.21と7.04(i)により地区組織の活動を適正に管理、監督する。

7.03(K)

行政の資金

行政の資金は、認定プログラムがゼネラルルールと統一基準などに従いその義務を果たすことに支障がない限り受けることができる。

7.03(L)

アマチュア、プロスポーツチームからの援助

所管内のアマチュア、プロスポーツチームやスポーツ団体から金銭的、内面的援助を受けることができる。(例えば、スペシャルオリンピックスカナダはプロ野球球団トロントブルージェーズから援助を受けられるがMLBからはできない)

セクション7.04

認定プログラム資金調達の責任

7.04(A)

法律とボランティア活動指針との関係

各認定プログラムとGOCは、奉仕的活動や商業上の共同投資事業、公共事業団体と関係のある関連製品販売など資金活動についてのすべての法律と規則に従う。各認定プログラムはその資金活動がセクション5.11のボランティア活動指針に従っていることを確認する。それは所管内のNPO団体を規制するものである。

7.04(B)

SOIの資金活動との関係

認定プログラム、GOCとその他の団体との資金活動に関する契約は、セクション7.07に従う。

7.04(C)

SOIの資金活動との協力

各認定プログラム及びGOCはセクション7.02のSOIの権限により、SOIのすべての資金活動について、その活動が地域全体か部分的に行うかにかかわらず、SOIと協力しなければならない。例えば、所管地域内のSOIの関係する販売、宣伝や特別行事などでSOIを支援する。SOIはすべての認定プログラムに、その所管内のSOIが行

う資金活動を通知する。

7.04(D)

SO マークの使用許可

認定プログラムは所管内で企業スポンサーや、認定プログラムのための資金活動をする団体に、認定プログラム名の使用を許可することができる。その名称には「スペシャルオリンピックス南アフリカ」「スペシャルオリンピックスメイン」などのように地理上の名称を付け、グラフィックススタンダードガイドに定める通り SO ロゴと接触させるか単独で使う。スペシャルオリンピックス、SOI、SO ロゴは、認定プログラム名や他の SO マークと一緒に使わなければならない。

7.04(E)

統一基準との関係

認定プログラムまたは GOC のすべての資金活動は、ゼネラルルールと統一基準などの条件をすべて満たさなければならない。その中にはセクション 5.08、5.09 に定める競技中のアスリートのユニフォームに付ける宣伝文なども含む。さらに、アルコール飲料とたばこ製品は禁止する。いかなる認定プログラムも、もしそれが本条の定め違反するか、その活動を統一基準で禁止しているとき許可してはならない。

7.04(F)

プログラムの名称と資金活動イベント

(1) スポンサーの識別

認定プログラムは支援する企業スポンサーや団体を「スポンサー」(後援者)「プロバイダー」(供給者)「サポーター」(協賛者)または、これと類似の文言で承認する。しかし、認定プログラムはこれらの組織が自社の製品、サービス名の中に認定プログラムの名称、SO マークを使用する許可をしてはならない

(2) イベントの名称

認定プログラムは企業スポンサーや支援団体の組織名や製品名などを大会、トーナメント、デモンストレーション、トレーニングなどに使用させてはならない

(3) 資金調達イベントの名称

認定プログラムのために宣伝活動や資金調達イベントを行う企業スポンサーや支援団体は、その組織名や製品名を使い自社のイベントであることを明確にすることができる。さらに、そのイベントが認定プログラムのためであることを表示することができる。しかし、統一基準の条件に従い名称を使用する。SOI は SO マークがこれらの組織や認定プログラムにより使用される場合、スペシャルオリンピックスの支援である旨を公表する権利を持つ

7.04(G)

スポンサーとの協力

すべての認定プログラムはセクション 7.05 に定めるスポンサーシップに従うものとする。

7.04(H)

家族からの寄贈

認定プログラムはアスリートの家族などとの間で寄付を要請または受けることができる。

7.04(I)

地区組織による資金活動

SOI は地区組織の地域内で資金活動の権限を文書により与える。それはゼネラルルールと統一基準などに従うもので、認定プログラムは資金活動について地区組織を直接監督、管理し、その資金活動についてすべての責任を持つ。

7.04(J)

独立団体設立の禁止

認定プログラムは SOI の文書による事前許可なしに他の法人、組合、財団、信託基金、支援団体、その他いかなる団体も設立してはならない。

7.04(K) 税金の控除についての配慮

各認定プログラムは税金控除が受けられるよう、その所管内の条件に合せた資金活動を企画する。各認定プログラムはその資金活動を合法的に組立て、組織しなければならない。それにより売上税、利用税、物品税などの税金が免除されるか最小限になるよう務める。

セクション7.05

SOIの公式(独占的)非公式(非独占的)スポンサーの指名

7.05(A)

定義

本条で用いる用語の意味は次の通りとする。

- (1) 「公式スポンサー」は SOI、GOC、また、GOC が認める複数地域のスポンサーを意味し、本項の条件を満たしていること。特定製品とサービスに対し SOI、GOC、リージョナル大会、世界大会や認定プログラムの世界規模、広域国際地域、国際スポンサーとして独占権を認める
- (2) 「製品分野」は SOIかGOCが指定した公式スポンサーの特定分野の品物やサービスに与えたものを意味する
- (3) 「非公式スポンサー」は SOI がその製品やサービスに特別な独占権を与えていない SOI、GOC、世界規模、広域国際地域、国際スポンサーを意味する
- (4) 「国際スポンサー」は2以上の認定プログラムのスポンサー、または、その可能性のあるスポンサー、複数州、国際における1以上の認定プログラムのために金銭的または内面的支援を提供するスポンサーを意味する
- (5) 「複合企業スポンサー」とは複数の異なる分野を持つ企業スポンサーを意味し、特別な同類の製品、サービスの分野と関連はない

7.05(B)

SOIの公式スポンサーと国際スポンサーの指名、認定プログラムの義務

SOI のみが公式スポンサーを選択し、契約する権限を持つ(または、GOC に公式スポンサーを選択、契約する権限を与える)。SOI は公式スポンサーの選択、契約締結に関し、次項に定める手順に従う。また、SOI は、単独で国際スポンサーを選択、契約する権限を持ち、これらの国際スポンサーを公式スポンサー(セクション 7.05(c)の手続き上の条件をみたと)か非公式スポンサーのどちらかに指名する権限をも持つ。SOI が公式スポンサーとして指名すると、各認定プログラムは公式スポンサーとの独占契約条項を尊重し、スペシャルオリンピックスが公式スポンサーの支援を受けていることを認識する。認定プログラムは、また、非公式スポンサーについても同様の認識をする。

7.05(C)

公式スポンサーの指名手続き

SOI は公式スポンサーを選択、契約するとき次の手続きに従う。

(1) 認定プログラムへの通告

SOI はセクション 7.05 に従い SOI と GOC の指名した全公式スポンサーをすべての認定プログラムに通知する。公式スポンサーとは SOI、GOC、世界大会、リージョナル大会、国際、複合企業スポンサーを言う。

(2) 公式スポンサー選択の基準

SOI は単独ですべての公式スポンサー(企業)とその分野を決定し、また、各公式スポンサーの地理的独占権を決定する。しかし、SOI はその決定前に認定プログラムの見解を求め、IAC と広域指導会議で審議する。SOI は、また、スペシャルオリンピックス運動にできるだけ多くの利益が得られるように IAC と広域指導者会議に積極的に協力する。普通、公式スポンサーを指名する SOI の最終的権限に関し、世界的な独占権を承認する前に、SOI は世界規模にするか、広域国際的なものにするか、どの認定プログラムに支援を提供できるかを考慮する。さらに、SOI、GOC、世界大会、広域国際地域大会のいずれに支援できるのか、スポンサーとの独占的な契約がどの程度認定プログラムを制約するのか、どの分野の製品が認定プログラムに対し有益な金銭的、内面的な支援を提供できるかなども考慮する。

セクション7.06

スポンサー承認の要件

本項で定める通り認定プログラムは、SOI と GOC に独占権を与えている公式スポンサーや非公式スポンサーの支援を承認する。

7.06(A)

公式スポンサーの承認

認定プログラムは SOI または、GOC によって指名されたすべての公式スポンサーを次の事項により認める。

- (i) 本項 (B) の定めにより公式スポンサーとして承認する。
- (ii) SOI が文書で事前に権限を与えていなければ、第三者団体との間でいかなるスポンサーシップ、関連の市場活動、また、他の資金活動、宣伝活動について承認しない。その他の資金活動、宣伝活動の承認とは、製品分野の中で公式スポンサーと競争相手となる第三者団体により認定プログラムの支援、提携を公に承認することを要求することである。

7.06(B)

公式スポンサーに合わせた認識させる方法

すべての認定プログラムは公式スポンサーがスペシャルオリンピックスを広報、広告、支援していることを一般に認識させなければならない。公式スポンサーを認識させる方法を次に示す。

(1) 名称(表示)

認定プログラムはスポンサーシップの名称として「世界規模スポンサー」「世界規模パートナー」「広域国際地域スポンサー」または、SOI の定める公式スポンサーであることが確認、認識できる他の名称を使うことを認める

(2) 名称の掲示

認定プログラムは公式スポンサーの旗などで名称を掲示することを認める。その標識は SOI、公式スポンサーどちらかの費用で作成する。標識は認定プログラムの競技やイベント会場では最小限の掲示とする。前述は実行できるかぎりすべてのゲームとイベントの会場で、必要なスポンサーの表示は最小限とすることを認定プログラムに要求する。また、関連の大会会場や閉会式会場、アスリートが大勢競技する競技会場でも同様である。認定プログラムは関連の地区組織にも大会、イベント会場での標識の掲示を求める

(3) その他の承認

本項の標識に加え、認定プログラムは公式スポンサーが、前以て SOI が準備し、承認したデザイン、レイアウト、定められた語句などを刊行物やニュースリリースや他の活動などの中に使うことを承認する。認定プログラムは特別スポンサーに認定プログラムの大会や他のイベントに加わり参加し、また、その従業員を認定プログラムのボランティアとして競技役員などで参加する機会を広げることを認める

7.06(C)

非公式スポンサーの承認

認定プログラムは非公式スポンサーの製品、または、サービス分野でスポンサーと競争関係にあるとき、事前調整を前以て行い、それに該当する非公式スポンサー(SOI または GOC のどちらかのスポンサーの場合も)は優先権を申し出る。それは認定プログラムが非公式スポンサーの競争相手とのスポンサーシップ、または、宣伝活動の調整に入る前に認定プログラムのスポンサーシップ、または、宣伝活動を提供し実施するためである。この優先権は非公式スポンサーにも以下の項目を認めることにより適用する。

認定プログラムを支援するためのコースマーケティングの機会またはスポンサーシップの存在を適切な期間事前に示す文書。この場合、文書をスポンサーへ提出する 21 日前までに SOI(または GOC)へ文書の写しを提出する。

その支援を提供するための公正で妥当な期間。認定プログラムは、既存のスポンサーと今後スポンサーとして可能性のある組織などと取引する際の要件に従う旨の文書を提供する。

さらに、認定プログラムは競争の調整はしなくとも、独自の権限で非公式スポンサーがスペシャルオリンピックスに行く支援を一般に認識させる。本項と同様に適用し、その認定プログラムが非公式スポンサーとのスポンサーシップ協議を行う。本項の条件は認定プログラムには適用されない。それは SOI、GOC の非公式スポンサーの主体性を SOI が書面による通知で準備し、製品やサービスの分野でスポンサーと競合する複合産業スポンサーについてはゼネラルルール 7.06(e)の定めている以外は、本項の条件に従う。

7.06(D)

複合企業スポンサーの認定

SOI と GOC は、複合企業スポンサーと公式、非公式スポンサーの基準(セクション 7.05)にてらしスポンサーシップ契約をすることができる。認定プログラムは SOI から SOI か GOC が複合企業スポンサー指名の通知を受けたら複合企業スポンサーをスペシャルオリンピックスの支援者と認め、その複合企業スポンサーと同じ製品または、サービス分野を他の複合企業スポンサーと別のスポンサーシップ提携を結ぶかどうかをそれぞれ自身の権限で判断する。

セクション 7.07

SOI の契約方針

認定プログラムが企画するすべての資金活動の協定は、文書により締結し、その契約を保護するために次の事項を含まなければならない。もし、それができないときは、SOI の文書による事前承認を必要とする。

7.07(A)

第三者団体の SO マーク使用の同意

認定プログラムはすべての媒体(広報活動のライセンスや商品など)の使用を事前に文書により承認する権利を持ち、個別に具体的に実施する。それは認定プログラムの名称を使う第三者団体、SO ロゴマーク(それは認定プログラム名と共に使う)、SOI が認定プログラムに使用許可した他の SO マークによりその名称を展開し貢献させるためである。その合意の過程で認定プログラムは、第三者団体が SO マークに対する SOI のすべての所有権をグラフィックスタンダードガイド、統一基準などを適用させなければならない。

7.07(B)

認定プログラム資産としての保有権

認定プログラムは SO マークの使用、利用を通して第三者団体が使用、展開する現在、過去の全寄贈者のリストと記録などを保有し、それが認定プログラムの資産であり、優先保有権があることをすべての第三者団体に明確に認めさせる。

7.07(C)

財産記録の査察

認定プログラムは合意にもとづき第三者団体のスペシャルオリンピックスの業務に関するすべての書類、記録、その他の財務文書の査察、会計監査を事前に通知したうえでを行い、また、認定プログラムのためのプロジェクトからの収入についての第三団体の財務記録を提出させる権利を持つ。

7.07(D)

料金と出費

認定プログラムがプロジェクトに関してどれだけ金銭的な負担をしなければならないかは、契約書に明記し、それには認定プログラムと直接契約している第三者団体の下請や他の団体の負担も含み、金銭的支払いについて第三者団体への義務と責任から SOI を明確に保護しなければならない。

7.07(E)

保険契約

認定プログラムと契約している第三者がプロジェクトに関し活動のための十分な保険契約を締結することを契約書に盛り込まなければならない。それは、認定プログラムにとり金額が十分で、寄付者名簿、認定プログラムへの現金の寄付、または、他の認定プログラムの有形、無形の資産に関係し認定プログラムを保護する条項を制限なしに含むものとする。

7.07(F)

法律とボランティア活動指針の遵守

契約書には第三者に対し認定プログラムと合意で行う活動が適用される法律や規則を遵守するよう明確に要求する。もしできれば、寄付の勧誘、市場活動の契約を管理する認定プログラムの権限についての法律、すべてのボランティア活動の指針(セクション 5.11)が認定プログラムの権限に該当するのであればそれも同様に含む。

7.07(G)

補償

契約書には認定プログラムが第三者により損害、経費、出費、契約のもとでの第三者団体の義務違反、または、SO マークの不正使用を防止のために認定プログラムに対し起こすかもしれない異議申立ての弁護士費用も補償することを要求する。

7.07(H)

契約期限と終了

第三者団体との契約は、その期限と時期を明確にする。また、認定プログラムが文書による通知で契約を終了する可能性のある時期と状況を明確にしなければならない。もし、第三者団体に契約の不履行があるならば、直ちに認定プログラムは契約を終了できることとする。

セクション7.08

GOC の資金調達の義務

資金活動に関する GOC の権限と責任は、SOI と GOC との契約書に明確にする。契約書に記載なければ、GOC はリージョナル大会、世界大会、または、SOI が承認した大会のための資金活動中でセクション7.06 に定めるスポンサーシップの条件に応じる義務がある。

セクション7.09

認定プログラムの義務の報告

認定プログラムは、すべての資金活動の契約書とその満了の時から少なくとも3年間、または、法律が定める期間よりも長く保管する。もし、SOI が要求するとき、認定プログラムはスポンサーシップ、関係市場の広報活動、店頭活動、あるいは、他のタイプの資金活動の契約の写しを SOI に提出する。ただし、法律により禁じられている場合、またはかかる情報がプログラムと契約相手先当事者との守秘義務違反になる場合を除く。SOI はいつでも本条の基準に従っているかどうかを確認するために認定プログラムとのすべての資金活動を査察する権利を持つ。

セクション7.10

SOI が配布する資金活動の広報

SOI はすべての認定プログラムと GOC に SOI の企業のスポンサーシップ、市場の広報活動、その他の活動を定期的に通知する。それはセクション 7.06 のスポンサーシップの条件に応じ、かつ、セクション 7.04(c)で認定プログラムが要求する協力を提供できるようにするためである。

セクション7. 11

SO マークと SOI 所有の他の知的財産保護協力

本条で許可するすべての資金活動を計画し実行する上で、すべての認定プログラムと GOC は、いかなる第三者に対しても、SO マークの無許可使用を防止するため最善の努力を払わなければならない。また、SO マークをスペシャルオリンピックスの社会的イメージと世評に合う資金活動のみに使用することを確約し、すべての著作権、登録商標、サービスマーク、他の形式で SOI が所有している知的財産の価値と所有権を保護しなければならない。

セクション7. 12

第三者所有マークの使用の回避

認定プログラムはそれぞれのマークの所有者から明確に事前文書で同意を得ていない限り、他の団体が所有しているいかなる名称、ロゴマーク、登録商標、サービスマーク、デザイン、他の形式の知的財産（以下「マーク」）を無断使用したり不正使用をせず、また、承知の上でそれをスポンサーや第三者に許可したりしてはならない。期限にかかわらず、認定プログラムは米国特許・商標局 (USOC) に登録しているいかなるマークも使用したり第三者にもそれを許さない。SOIはそのマークが USOC に登録しているかどうかを認定プログラムが確認する援助をする。

第8条 財務管理の整備、財務の責任、保険

セクション8.01

財務管理基盤

GOC と認定プログラムは、健全な財務管理について本項セクション 8.01 の定めに従わなければならない。しかし、SOI は設立間もない認定プログラムには、特別の事情により現在規準を達成できていないが、近く達成できると確信が持てる時、柔軟に対応する。

8.01(A)

資金の保全

認定プログラムは資金保全の手続きを文書にし、理事会の承認を得なければならない。できれば、認定プログラムの資金は、全額、現預金、その他の資産とする。

8.01(B)

資金の使途

認定プログラムは統一基準などに従い、その定める範囲内で、専ら、スペシャルオリンピックス運動の遂行と運営のためにその資金を使用しなければならない。認定プログラムまたは GOC は他の奉仕活動や商業活動、団体などの利益になることや支援に、SO の名称のもと、あるいは SO の利益のために調達された資金などを使用してはならない。特に、認定プログラムと GOC は、スペシャルオリンピックスまたは GOC のための資金を、どんな名目であれ、知的障害のある人たちが参加するプログラムやスペシャルオリンピックスプログラムが公認していない競技のために使用してはならない。

8.01(C)

会計管理

認定プログラムは資金の収支について確実な内部管理体制を確立しなければならない。この管理体制は、権限外の行為や不正行為に対し十分機能するものでなければならず、財務管理及び意志決定の目的のために、理事会と信頼できる第三者の会計監査の承認を得る。

8.01(D)

会計基準に準拠すること

認定プログラムおよび GOC は一般的な会計原則と基準に準拠し、会計担当の部署を常設しなければならない。なお、会計原則と基準は、随時、国や国際調査機関、公認会計士協会などから提示される。

8.01(E)

銀行口座による分離勘定

SOI が承認しない限り、その認定プログラムの名称のもとに調達したあるいは受け取った金銭の働きをする為替類全ては、その認定プログラムの理事会の文書による指示に従い、口座開設を委任した他の認定プログラム名義の新しい銀行預金口座に預けなければならない。これらの会計帳簿類と資金の支出や預金や口座へ振り出す小切手、為替手形へのサインは、その認定プログラムの理事会が文書により指名した役員や職員のみが行う。この口座の預金や引き出しは、GAAP に従い認定プログラムの帳簿に記録を正確に記入する。

認定プログラムは地区組織のそれぞれの経理、会計をチェックする権限を持つ。これは、その認定プログラムがセクション 7.04(K)(地区の資金活動)の定めや他の地区組織を運営する際、同じ基準で各々の会計報告書を提出させるためである。

8.01(F)

法律の遵守

すべての認定プログラムは、それぞれ所管の税金、課税免除、会計報告、事業や資金活動などにかぎらずすべての法律や規則を遵守しなければならない。

8.01(G)

利害の紛争に関して

すべての認定プログラムはセクション 5.13(利害対立の回避)の紛争防止策に従う。

8.01(H)

地区組織の会計報告

SOI が改定しない限り、認定プログラムの帳簿や決算報告書には、各地区組織の報告の実体を反映した認定プ

ログラムの会計と各地区組織の会計を連結した結果を記録する。

セクション8.02

会計年度

各認定プログラムと地区組織の会計年度は、SOI の改定がない限り、暦年とする。

セクション8.03

ストラテジック年間計画と予算

8.03(A)

各認定プログラムは、SOI のストラテジックプランと優先順位に沿った複数年計画を作成するよう努め、スポーツ、事業、管理、資金目標などの計画及びグロースプランなどの包括的な目標を定めた各年度の運営計画(以下「年間計画」)を画面にて立てなければならない。

各ストラテジック年間計画は SOI 所定の形式と内容で指定期日までに提出する。

8.03(B)

年間計画は年間に見込むすべての収入と支出の予算を詳述した予算書を含む。年間計画とそれに伴う予算書は、事前に理事会の承認を受け、年度始までに SOI に提出する。また、認定プログラムの適正な会計運営、あるいは認定の条件として必要と認める範囲に限り、SOI は認定プログラムに計画の修正や、計画と予算を再提出させることができる。

セクション8.04

財務報告書

認定プログラムは会計基準を遵守し、正確な会計報告書を所管国の通貨で継続的に作成しなければならない。認定プログラムは少なくとも 4 半期ごとに会計報告書を作成し、予算書にてらし検討、承認する。認定プログラムは会計基準を遵守し、それぞれの会計年度の年間財務報告書を作成する。年間財務報告書はセクション 8.06 に定める報告事項の1部とし、SOI で保管する。

セクション8.05

決算報告

8.05(A)

一般事項

認定プログラムの年間財務報告書は、プログラムの所管内の独立の公認会計士、または、同業者間で社会的に認められている独立の会計の専門家により決算する。

8.05(B)

決算結果

セクション8.05に定めるすべての決算の結果は、文書で理事会に報告する。各認定プログラムの財務、経理、会計組織は、外部の会計監査機関が、認定プログラムのすべての財務状況を反映し、信頼できる文書であると確信が持てるものでなければならない。SOI は、かりに、会計監査が、ある会計年度のその認定プログラムの財務検査に関し、無条件で承認できないとき、その認定プログラムにその後の認定を継続させるかどうかを再審査しなければならない。財務状況が悪いとき、その認定プログラムの理事会は、会計監査が承認できるよう直ちに欠陥の効果的な改善策を講じなければならない。その結果、外部の会計監査機関が承認したとき、認定プログラムの理事会は、直ちにそのことを SOI に報告し、同時に、前に会計監査の否認の原因となった個所を改める詳細な実施計画やその日程も合わせて通知しなければならない。

8.05(C)

会計検査資格の例外

SOI の文書による事前承認があれば、認定プログラムは会計監査機関よりもむしろ独立した公認会計士による財務検査の様式により処理する財務報告書の検査を取り決めたほうが良い。ただし、その場合、公認会計士の検査料金が、適切に見積ってその認定プログラムの年度中に予定される収入や援助金の 4%を超えないものとする。

セクション8.06

SOI への報告

8.06(A)

定期報告

SOI は認定プログラムに財務や財務運営に関する定期的な報告書の提出を要求できる。それにより SOI は、その認定プログラムが統一基準やそのプログラムの認定レベルにより義務を果たしているか否か確認することができる。認定プログラムに SOI からの特別な要求がない限り、そのプログラムは SOI に認定された認定基準に定める定期報告に関しては、セクション 9.06(a)に準じるものとする。

8. 06(B)

年間報告

各認定プログラムは SOI に対し、年間報告書を各会計年度末後 6 ヶ月以内、または、6 ヶ月を過ぎた場合には、法律で定める「年間納税申告書」「財務報告書」、その他の形式による財務報告書の提出期限までに提出しなければならない。なお、その年間報告書は、SOI が随時要求する書式と認定基準にさだめる段階により次に該当する記録のコピーも含むものとする。

(1) 認定プログラムの会計検査済の財務報告書

「貸借対照表」「収支報告書」「資金の均衡を保つための取引報告書」「財務状況における取引報告書」「基本支出報告書」

(2) 「以上の注釈書」必要があれば会計監査の伝達事項、取扱い要領に正確な理解と現状が把握できる GAAP の求める前述以外の説明資料を加える。

(3) 年度末の収支報告書

該当会計年度開始前に、セクション 8.03 の定めにより SOI に提出した予算案と実際の収支の比較。

(4) 資産目録

その認定プログラムの理事会で承認した正確な目録で、その認定プログラムが責任を負う全資産(銀行口座、賃貸借契約、契約書、個人資産、不動産、無形資産、および GAAP の管理下にある他のすべての資産を含み、これに限らない)およびそれらの賃貸状況の一覧。

(5) ストラテジックプラン及び年間計画で設定した認定プログラムの事業目標、運営目標、次の会計年度までの資金目標の結果の報告書。これには目標を到達できなかったときの理由も説明する。

(6) 税や他の財務を管理する認定プログラムが提出した年間税金返還申請書か納税申告書のコピー。

セクション 8. 07

地区組織の財務管理

各認定プログラムはそれぞれの認定の状況に応じて、すべての地区組織は財務管理と本条の基準に従い、それぞれの任務遂行の保証をしなければならない。また、SOI 直接の指導か、認定プログラムの管理で実施しているか、いずれの場合も、SOI は特定の地区組織の財務事項や財務状況の実体を検査する権利を持つ。

セクション 8. 08

認定料金

SOI は全認定プログラムに、認定料を課し、そのプログラムが認定基準を維持できる範囲内で、支払可能な時期に、認定料の全額支払を要求できる。SOI は認定プログラムから、SOI 理事会で承認され各認定プログラムに通知の統一基準に従い、認定料を計算、査定し、徴収する。

セクション 8. 09

保険の要件

(a) 一般的な保険の要件

すべての認定プログラムと GOC は、第三者の潜在的な義務による危険や認定プログラムと GOC の財産への損失や損害から自らを守るために、適当な保険に加入することが求められる。この保険の適用は、SOI の展開を是認し、本項を条件とする。

第9条 ゼネラルルールの解釈

セクション9.01

代替え用語

国でその言葉が認められていることを条件として、ゼネラルルールの「知的障害(Intellectual disability)」の代わりに「知的障害(mental handicap, mental disability, mental retardation)」という用語、あるいは SOI が承認する他の用語を使っても良い。認定プログラムおよび GOC がそれらの代替用語(過去の文章で使用されていた用語または他の用語)を使用する場合は、書面にて適時 SOI に報告をしなければならない。なお、それ以外の用語を使うときは、SOI の文書による事前承認を必要とする。

セクション9.02

見出し語について

ゼネラルルールの条文や項目に使用する「見出し語」は、文体や構成を明確にし、容易に参照できるようにするためだけに使用し、この見出し語は本来の意味を変更しようとするものではない。

セクション9.03

第三者団体の権利

SOI は発行したゼネラルルールを随時改定することができる。改定の目的は、スペシャルオリンピックス運動に秩序を与え、認定プログラムに対して各々の認定プログラムがそれぞれの権限で運営を任されたスペシャルオリンピックス活動を適切な運営ができるように、また、SOI に承認され認定基準を維持する条件を文書として伝えるためである。しかし、ゼネラルルールは第三者団体に対しては、いかなる権利も生ぜず、通告する意図は持っていない。従って、この規則は SOI や認定プログラム、その他、スペシャルオリンピックスの委任した組織やスペシャルオリンピックスの職員や役員に適用されるもので第三者団体に対しては適用されない。

セクション9.04

任意放棄の禁止

SOI はゼネラルルールの個別の事項に対する適用や施行に関し疑問が生じたときは、独自に対処し、解決する。SOI の一部で特別な問題が発生したり、特別な状況にある認定プログラムに厳しく守るよう主張し、認定を撤回したり、ゼネラルルールの条項に違反したとして認定プログラムに対し賠償を請求することを怠ってはならない。つまり、ゼネラルルールであれ、ある特定の場に対してであれ、ゼネラルルールにもとづく SOI の権利を放棄することは許されない。

セクション9.05

翻訳

各認定プログラムは自分自身で、ゼネラルルールを英語以外の言語に翻訳することができる。しかし、その英語版と翻訳との間に意味や解釈に相違が生じたときは、英語版に優先権があるものとする。

セクション9.06

規則の適用と優先

このゼネラルルールは「米国ゼネラルルール」「国際ゼネラルルール」など、今までのスペシャルオリンピックスゼネラルルールのすべての版に優先する。

第10条 用語の定義

セクション10.01

用語の定義

ゼネラルルールで使用する用語の意味は次の通りとする。

認定(許可)証 Accreditation License

スペシャルオリンピックスプログラムの新規、更新認定許可証申請書として、それぞれの認定プログラムが作成し SOI に提出する書類。

認定基準 Accreditation Standard

認定プログラムの認定証書を交付、更新するために SOI が定めた書面による基準。SOI はこの基準を随時改訂する。

認定プログラム Accredited Program

プログラム、地区組織、その他 SOI が指定した所管内でスペシャルオリンピックスのトレーニングや競技会を運営、開催する組織を言う。ゼネラルルールで具体的に定めがない限り、「認定プログラム」は国際プログラムと米国プログラムの両方を指すが、地区組織を含む場合もある。

理事会/プログラム委員会 Board of Directors/Program Committee

国内でひとつの独立した法的主体として運営される認定プログラムの理事会、または、独立した法的主体として運営されていない認定プログラムの業務管理上最高責任を持つ委員会や協会を指す。

エグゼクティブ・オフィサー/プログラム・ディレクター Executive Officer/Program Director

セクション 5.02 (e)で定める認定プログラムの日常業務を執行する権限と責任を持つ人。

設立準備委員会 Founding Committee

認定プログラムが未設立の国、地域において認定プログラムを設立するために設置される委員会。

大会 Games

SOI、GOC(組織委員会)、認定プログラム、その他スペシャルオリンピックスの名称を使い、あるいは、スペシャルオリンピックスの主催で行うことを SOI が認めた団体のうちのいずれかが主催、運営するもので、3 つ以上の公式競技を含むスペシャルオリンピックス夏季大会と冬季大会。

大会組織委員会 GOC(Games Organization Committee(s))

SOI から SOI の主催する世界大会、あるいは、その他 SOI が公認するすべてのイベントを組織、財務管理、運営の権限を与えられた委員会。

グラフィックス スタンダード ガイド Graphics Standards Guide

すべての認定プログラムのために SOI が定期的に発行する「グラフィックス スタンダード ガイド」と題する出版物と、順次、SOI が承認するグラフィックス スタンダード ガイドの改定事項。

スペシャルオリンピックスにおいて、「知的障害」とはセクション 6.01 に示され、これまでのスペシャルオリンピックスで使用されてきた「知的障害」と同様の意味を持つものとする。セクション 10.01 に従い SOI によって認定された他の代替用語も、「知的障害」と同様の意味を持つものとする。

知的障害 Intellectual Disability and Intellectual Disabilities

スペシャルオリンピックスの目的においては、知的障害の定義はセクション 2.01 に定めており、スペシャルオリンピックスで伝統的に使用されてきた「精神遅滞」という用語と同一の意味とみなされる。セクション 9.01 に記載の通り、SOI が認める代替の用語はスペシャルオリンピックスにおいて「知的障害」(たとえば「精神遅滞」と同一の意味を持つ)。

MATP Motor Activities Training Program

セクション 3.12 で定める。

複数プログラムによる大会 Multi-Program Games

SOI または SOI の認めた主催者か、SOI から優先的に権限を与えられた 2 つ以上の認定プログラムが、地域や

世界レベルではなく複数国の間で開催、運営する夏季大会と冬季大会。

プログラム委員会 Program Committee

セクション 10.01 で定める理事会/プログラム委員会。

プログラムゲーム Program Games

プログラムにより複数の所管で開催、運営する夏季大会及び冬季大会。

準公式競技 Recognized Sports

セクション 3.04 (d)で定める。

プログラム Program

ゼネラルルールで定める所管国の国、州、あるいは都市の内部で活動することを SOI が認め、権限を与えた認定プログラム。

公式競技 Official Sport(s)

夏季及び冬季の個人と団体の公式競技。

夏季公式競技 Official Summer Sports

セクション 3.04(b)(1)で定める。

冬季公式競技 Official Winter Sports

セクション 3.04(b)(2)で定める。

禁止競技 Prohibited Sports

セクション 3.04 (h)で定める。

リージョナル大会 Regional Games

SOI または SOI が認可した主催者か、SOI から優先的に権限を与えられた 2 つ以上の認定プログラムが、世界レベルではなく複数国間で開催、運営する夏季か冬季大会(以下リージョナル大会)。従って、そのリージョンのすべての認定プログラムを招待する。

リージョン Region(s)

複数国の認定プログラムをリージョン(地域および地区)またはサブリージョン(小地区)に分けたもので、セクション 1.07 で定める通り SOI が随時認可する。

スペシャルオリンピックス国際本部 Special Olympics Inc., (SOI)

セクション 1 で定める。

SOI 会長 SOI's Chairman

SOI 理事会の最高責任者。

SOI スポーツルール SOI Sports Rules

「スペシャルオリンピックス公式スポーツルール」と題するスポーツルールで、SOI が認定プログラムと GOC 用に発行し、各公式競技のトレーニングと競技を運営する際の規定を定める。随時 SOI が改定する。

SO ロゴ SO Logo

SOI とスペシャルオリンピックスが定める公式ロゴ、マーク、図形などすべてを言う。SO ロゴは、「グラフィックススタンダード ガイド」に明示し、SOI の公式ロゴおよび商標として米国特許商標局に登録している。

SO マーク SO Mark(s)

(1) 使用方法や呈示方法にかかわらずすべての「スペシャルオリンピックス」のマークと名称を言う。特に、その名称だけで使うか、SOI の名称と共に使うかにかかわらず、認定プログラムの名称、GOC の名称やロゴ、スペシャルオリンピックス競技の名称すべてを指す

(2) SO ロゴ

(3) すべての競技会や GOC のロゴ、SOI、GOC または認定プログラムが使うスローガンやテーマ

(4) ユニファイドスポーツ®

(5) スペシャルオリンピックスの「ローエンフォースメントトーチラン®」(法執行者によるトーチラン)

(6) 公式競技のシンボルとして SOI や GOC が使用する図形やロゴのすべて

(7) その他、SOI がスペシャルオリンピックスに関連して使用許可したすべてのマーク、名称、ロゴ、エンブレム、スローガン、モットー、記事や表現。

これらを保護するため、SOI は米国特許商標局とその他あらゆる商標登録機関に所有権登録している。さらに、スペシャルオリンピックスのプログラムや競技で繰り返し使用されることによりスペシャルオリンピックスと分かるか連想させるのもの。

スペシャルオリンピックス(SO)またはスペシャルオリンピックス運動 Special Olympics or Special Olympics Movement

ゼネラルルールに修正や制限条項がない限り、トレーニングや競技会、SOI が管理運営する世界規模のスペシャルオリンピックス運動を言う。

地区組織 (サブプログラム) Sub-Programs

認定プログラムの所管内に設置する地区や地域社会のプログラム。ゼネラルルールに従い認定プログラムやSOI が、地区、地域社会のプログラムを認定し、認定プログラムの所管内の指定地区におけるスペシャルオリンピックスプログラムの管理運営の権限を与える。

地区(サブプログラム)大会 Sub-Program Games

地区組織がその所管で主催、運営するすべての夏季大会と冬季大会。

トーチラン Torch Run

(1) スペシャルオリンピックスの「ローエンフォースメントトーチラン®」。前回開催都市から(世界大会の場合はギリシャ、アテネ市から)認定プログラムが開催する大会の開会式を行う場所まで、あるいは、それが認められれば、リージョナル大会や世界大会の開会式会場まで聖火が運ばれる間のリレー。

(2) スペシャルオリンピックスの「ローエンフォースメントトーチラン®」の後援のもとで行う募金活動と SO の広報活動。

トーナメント Tournament

SOI、GOC、または、認定プログラムが主催、運営する公式競技1ないし2種目(2種を超える場合は、不可)までのスペシャルオリンピックス大会。

ユニファイドスポーツ® Unified Sports®

セクション 3.11 で定める。

統一基準 Uniform Standards

ゼネラルルール、SOI スポーツルール、世界・リージョナル大会憲章、グラフィックス スタンダード ガイド、認定基準、認定基準で定める責務、これらの規約の変更事項や追加事項、および、その他、SOI が該当する認定プログラムへ文書で通知した方針などを言う。

世界大会 World Games

SOI または GOC が世界レベルで主催、運営する夏季大会と冬季大会。

世界・リージョナル大会憲章 World/Regional Games Charter

SOI が「スペシャルオリンピックスの世界・リージョナル大会憲章」と題する文書と改正版を言う。

スペシャルオリンピックス ゼネラルルール 補則 - スペシャルオリンピックス 北米米国限定ルール

はじめに

本スペシャルオリンピックスゼネラルルール 補則は、米国認定プログラムに限定して適用されるゼネラルルールを記載している。本補則はゼネラルルールとあわせて解釈しなければならない。

第3条 スポーツトレーニングと競技会

セクション 3.07

表彰

3.07(B)

賞の入手

米国プログラムは大会で授与する賞を SOI がアスリート表彰のメダルなどの供給者として文書で指名した業者のみから入手する。(第 3 条)。SOI は SOI スポーツルールにより、大会などに使うメダル、リボン、その他のアスリート表彰物品すべての大きさ、デザイン、組合せ、質などを決定する。SOI は、特定のエリア内での公認供給業者を指名していない場合は、プログラムがメダル、リボン等の表彰物品を選択し入手するが、この場合はメダル、リボン等の賞品は SOI が随時定める明細事項に従うものとする

セクション 3.09

SOI 認定大会の運営

SOI はリージョナル大会、複数プログラムの大会、米国多州大会の組織と運営のすべてを決定する。SOI が定めていない事項は、次の一般方針を適用する。

3.09(A)

頻度

SOI が定める日程通り開催するリージョナル大会、複数プログラムの大会などは世界大会の前後6カ月以内にならないように開催する。

3.09(B)

開催地

大会の開催場所は SOI が決定する。SOI はまた、組織、財務管理、大会の運営を SOI 認定の GOC、または、大会を開催とその計画の責任を負える認定プログラムを選び、契約を締結する。SOI は世界・リージョナル大会規定の手続きと基準に従い大会の開催地を決定する。

3.09(C)

管理規定

この大会はすべて SOI の承認と SOI スポーツルール、世界・リージョナル大会規定、統一基準などに従い運営する。

3.09(D)

大会に参加する代表アスリート

SOI はこの大会に参加する認定プログラムを決定し、第 2 条以外のアスリートの参加条件を定める。SOI のみがセクション 3.08 (d) の定めにより認定プログラムが大会に派遣するアスリート、コーチその他の選手団の規模と構成を決定する。

セクション 3.13

ボランティア

すべての認定プログラムと GOC はゼネラルルールに反しない限り、できるだけいろいろな場でボランティアを活用する。認定プログラムはボランティアを採用、訓練、監督する手続きを文書で定め、実施する。米国プログラムとそのサブプログラムは、必ず、本項 3.13 のボランティア利用規定に従わなければならない。米国プログラムとすべての GOC は次の事項に従う。

(a)米国プログラムボランティアの分類

米国プログラムのボランティアは機能的に次の3つに分類する。

- (1) クラス A ボランティアの中でコーチ、ドライバー、宿泊ホストのようにアスリートと常に身近な身体的に接触したりその可能性のあるボランティア。または、管理、経済上の権限を持つか、その可能性のあるボランティア
- (2) クラス B 委員会委員や役員のようにアスリートと単に形式的、限定的な接触を持つかその可能性のあるボランティア
- (3) クラス C 特定のイベントや1日だけのボランティアでアスリートと限定的に接触するボランティア

(b)米国プログラムボランティアの登録規定

米国プログラムはすべてのボランティアが参加前に米国プログラムに登録する。登録の手続きは、ボランティアのクラスにより異なり次の通りとする。

- (1) クラスCは参加当日に登録できるが、その活動前に氏名、住所、電話番号、参加している市民団体、法人スポンサー名を提出する
- (2) クラスAとBのボランティアは上記(1)の他に次の事項を記載する
 - i) 運転免許証か学生証などの写真による確認
 - ii) 氏名、住所、電話番号、家族以外の2人の紹介
 - iii) 次の質問に書面による回答をとる (A)「あなたは違法薬物を使用していませんか？」 (B)「あなたは今までに刑事犯で有罪判決を受けたことはありませんか？」 (C)「あなたは今までに怠慢、暴行、乱暴などで責任を問われたことはありませんか？」 (D)「あなたは今までに運転免許証の停止や無効処分を受けたことはありませんか？」
- (3) クラスAでは、さらに、(1)と(2)に加え、犯罪の背景をチェックするため該当する行政府か地元の警察当局と連絡をとる

(c)身元調査

米国プログラムでは前項(2)(iii)の質問のどれかに「ある」と回答したボランティアの身元をさらに調査する手続きをする。さらに、米国プログラムはボランティアの採用と監督に関し、その地域の法律、規則に従う。法律が認めるなら米国プログラムは前項 (b) (3)の権限を使いスペシャルオリンピックに参加する前にクラスAボランティアの身元を調査することができる。

(d)オリエンテーションとトレーニング

すべてのボランティアは活動に参加する前に米国プログラムが準備したボランティアの一般的な責任と正しい行動規範についての文書を貰い、熟読する。さらに、クラスAとBのボランティアは米国プログラムのスタッフによる個々のオリエンテーションとトレーニングを受ける。SOI はボランティアの募集とトレーニングで使用するすべての資料を審査し承認する権利を持つ。

第4条

SOI のスペシャルオリンピックスに対する管理体制

セクション4. 18 SO マークの登録と保護

米国プログラムへの影響

米国プログラム(又はゼネラルルールに基づき US プログラムにより認可されたサブプログラム)とサブリージョン、及び米国を本拠地とする諮問委員会は、スペシャルオリンピックスに関連するか関係して使用する SOI が所有する SO マークや著作権などを登録することはできない。また、どのような NGO や州、地方自治体、米国特許庁でも、SOI の事前の文書による同意がなければそれらを登録することはできない。さらに、米国プログラム、そのサブプログラム、サブリージョン、あるいは、米国に本拠地とする諮問委員会は、SO マークやスペシャルオリンピックスに関する知的所有権が、悪用、侵害、誤用などされたことのクレームについて、SOI の文書による事前同意がなければ告訴、起訴することはできない。

第5条 認定プログラムの統括と運営

セクション5. 01

組織上の要件

米国プログラム

各米国プログラムは別個にそれぞれの州法のもとで NPO 法人として、アメリカの米国歳入法第 501(c)(3)により税金免除の資格を得る。SOI は、第5条により SOI が米国プログラムを認定更新するとき、それぞれ米国プログラムの組織の形式やタイプを認可する。

(1) 米国プログラムのサブプログラム

米国プログラムのサブプログラムは、個別に法人化することはできない。各サブプログラムは、認定権を持つ米国プログラムがその1部門か1支部としてそのサブプログラムの財務と運営全般にわたる十分な管理と保証のもとで運営する。

セクション5. 11

ボランティア活動指針の遵守

SOIはベタービジネス局のような特定のチャリティモニターグループが米国で公にしているNPO活動と資金活動指針を遵守する。米国プログラムはこれらボランティア活動指針を遵守することに最大限の努力を払う義務を負うと共に、NPOの運営管理、財務責任、公的責任、資金調達について、同種の組織が取り決めたその他の基準も、独自の米国プログラムの権限内でこれを遵守する。(総称して「ボランティア活動指針」) 認定プログラムも同様に、NPOの倫理的で能率的な運営を監督し、展開していくため、米国以外で公布するボランティア活動指針をそれぞれの権限内で遵守する。SOIの方針は、すべてのスペシャルオリンピックスプログラムによる、責任能力のある運営管理、財務責任、公的責任、倫理的な募金活動を促進するため、米国内外の同様のボランティア活動指針を遵守する。ただし、これを守ることにより認定プログラムが統一基準を侵すときはこの限りではない。

第7条 資金活動とその展開

セクション7.02

SOIの総合的権限

SOIは次の資金活動におけるすべての法的、総合的な権限を持つ。

(c)複数地域にわたる資金活動

企業スポンサー、関連製品販売事業、資金活動のための企画などすべての資金活動を企画する(ただし、この範囲に限らない)。これらの企画は2つ以上の米国プログラムの広域で実施する多数州の規模で実施される。

(i)計画的延払い寄付

一般からの計画的延払い寄付の要請と管理に対する統一指針(「SO 延払い寄付取扱指針」)を作成し、2以上の認定プログラム間で最終的に分配するために複数州または複数プログラムの要請で積立てた寄付金を扱う独立の財団や信託に権限をあたえる。(カミングル基金)

SOIは認定プログラムの基金使用許可に関する指針「SO 延払い寄付取扱指針」を作成し、発行すると、その申請が必要条件を満たしていれば、いかなる認定プログラムもその所管内で計画的延払い寄付を要請することができる。この際、こうした業務に経験のある認定プログラムからの代表を含みプロジェクトチームを編成しその協力のもとで実施する。

(j)米国、国際ダイレクト市場の活動 ダイレクトメール活動

SOI やスペシャルオリンピックスは、国際間、米国プログラムや複数プログラム規模でのダイレクトメールとテレフォンショッピングなどの資金活動の直接取り引きすべての権限を与える。

米国内ではSOIがSOIと米国プログラムのために国内のダイレクトメールプログラム(CDMP)を実施する。米国プログラムはそれぞれではダイレクトメール活動を行わず、CDMPに任意に参加する。SOIは国、国際的、地球規模で同様のダイレクトメール活動に認定プログラムが任意に参加するように実施できる。

セクション7.03

認定プログラムの権限

認定プログラムは次の事項を遵守し資金活動を行うことができる。

- (i) 資金活動に関するすべての活動、イベント、事業などを所管内で行うこと。
- (ii) この活動は明確に認定プログラムの名称を表して行うこと。(例えば、スペシャルオリンピックスアーカンソー)
- (iii) この活動はセクション7.06に定めるスポンサーシップ承認条件などのゼネラルルールに従い実施すること。

(d)ダイレクトメール活動

ダイレクトメール活動を行うときは社会的に認められ、経験豊かな団体に所管内のダイレクトメール、電話による寄付依頼の権限などを与える。(米国内ではCDMPが専ら行う。できれば、各プログラムがSOIと契約し、国内、国際地域内、国際間のダイレクトメール活動を専属的に行う)

セクション7.04

認定プログラム資金調達の責任

(o)税金の控除についての配慮

各認定プログラムは税金控除が受けられるよう、その所管内の条件に合せた資金活動を企画する。各認定プログラムはその資金活動を合法的に組立て、組織しなければならない。それにより売上税、利用税、物品税などの税金が免除されるか最小限になるよう務める。

第8条 財務管理の整備、財務の責任、保険

セクション8.09 保険の要件

(b)米国プログラムの SOI 保険プログラムへの参加

すべての米国プログラムは、SOI の統一保険プログラム(スペシャルオリンピックス保険プログラム 以下 SOCIP)に参加する。SOCIP を通して、SOI は次の事項に保険を適用し、適切な代理店と連帯して責任を負う。普通の商業的義務、責任はないが自動的に負う義務、職員の身体的損害、総括的責任、行事参加中の事故による医療費、ボランティア参加中の医療の不良措置、管理者や役員の負う賠償義務、SOI に対するスペシャルオリンピックスの職員による犯罪や不正など、保険が適用されるべき事項について米国プログラムに対して責任を負う。米国プログラムはSOCIPの申込みにすべて応じ、SOI の定める統一基準に従い各々の保険料を支払う。同時に、全米国プログラムは、SOI の引受人や損害管理人と協力して、このプロジェクトのもとで発生するすべての申し出を受け、SOCIP の中に含むべき保険事故の種類や保証限度額などを定める。

第10条 用語の定義とスペシャルオリンピックスの構成

米国多州大会 U.S. Multi-State Games

国レベルでなく米国内複数の州単位で SOI が SOI が認可した主催者、あるいは、SOI が優先的権限を与えた2つ以上の米国プログラムが主催、運営する夏季大会と冬季大会。

米国プログラム U.S. Program

ゼネラルルールのためにより SOI が認可し、米国の特定州か特定地域内でスペシャルオリンピックスのプログラムを運営する権限を与えた認定プログラム。

米国プログラム大会 U.S. Program Games

米国プログラムが国レベルで提供、運営する夏季大会と冬季大会。